

東京都食品安全推進計画の改定について
＜答申（案）＞

令和 7 年 1 0 月

東京都食品安全審議会部会

目 次

はじめに	1
第1章 東京都食品安全推進計画の改定にあたっての考え方	2
第1節 推進計画の基本的事項	3
第2節 食品の安全に係る課題と施策推進の方向性	5
第2章 食品の安全確保のための施策	10
第1節 施策の体系化	10
第2節 基本施策	11
第3節 重点施策	23
第3章 推進計画に掲げる施策の実施に向けた考え方	35
第1節 施策の推進体制	35
第2節 施策の実施と計画の見直し	35
【附属資料】	
附属資料1 用語説明（50音順）	38
附属資料2 諮問書	56
附属資料3 東京都食品安全審議会委員名簿	57
附属資料4 東京都食品安全審議会部会委員名簿	58
附属資料5 東京都食品安全審議会検討経過	59
附属資料6 「答申(案)の中間まとめ」に対する意見募集の結果について	60
附属資料7 東京都食品安全条例	62
附属資料8 東京都食品安全審議会規則	70

はじめに

食品の安全確保は、都民が健康で豊かな食生活を送るための基礎をなすものであり、食品の大消費地である東京において重要な課題の一つである。

東京都（以下「都」という。）は、東京都食品安全条例（以下「食品安全条例」という。）に基づき東京都食品安全推進計画（以下「推進計画」という。）を策定し、総合的・計画的に食品安全行政を進めている。

今般、東京都食品安全審議会（以下「審議会」という。）は、現行の推進計画が令和7年度をもって計画期間終了となるため、令和7年1月29日付で推進計画の改定について、知事から諮問を受け、審議を行うこととなった。

食品の安全確保に関する課題は、新たなリスクの顕在化や、より高度な製造技術の進展など、食品安全を取り巻く国内外の諸状況や社会全体で急速に進展する情報化の大きな流れの中で、常に変化が続けている。こうした状況変化を踏まえながら、現在の課題に的確に対応していくため、審議会及びその下に設置された部会では、食品安全条例の目的、基本理念等を念頭に、計画改定の考え方、次期計画の具体的内容等について、検討を行い、令和7年8月に「答申（案）の中間まとめ」としてとりまとめた。

この「答申（案）の中間まとめ」について、令和7年9月から10月まで意見募集を実施し、寄せられた意見を参考にしながら、更に検討を重ね、東京都食品安全推進計画の改定について、とりまとめたので答申する。

第1章 東京都食品安全推進計画改定にあたっての考え方

都は、平成17年3月に推進計画を策定し、その後原則として5年ごとに、その時々の食品安全をめぐる重要課題に対処するため、推進計画を改定し、生産から消費に至る各段階で、関係各局の連携のもと、全庁横断的に食品の安全確保に関する施策を推進してきた。

また、都は、推進計画に基づき、食品安全に関する施策を総合的に取り組むとともに、重点的に取り組むべき施策については、その進捗状況を毎年、[東京都食品安全審議会](#)¹に報告するなど、広く都民に公表し、施策を着実に推進してきた。

一方、全国的な[新型コロナウイルス感染症](#)²収束後の社会経済活動の回復に伴い食中毒発生件数は増加傾向にあり、その食中毒発生の原因については、基本的な衛生管理の不備に起因することが示唆される事例が散見されるようになっている。さらに、令和6年3月末には[紅麹を含む健康食品による全国的な健康被害](#)³が明らかになった事例が発生するなど、食品の安全確保に関する施策の更なる充実が求められている。

今回、推進計画を改定するにあたっては、[東京都食品安全条例](#)⁴の基本理念のもと、推進計画に基づき取り組んできた全庁的な施策の継続を基本としつつ、令和3年以降に生じた食品安全をめぐる課題を整理し、都における食品の安全確保に関する施策をより一層推進していく必要がある。

¹ 東京都食品安全審議会：49 ページ

² 新型コロナウイルス感染症：45 ページ

³ 紅麹を含む健康食品による全国的な健康被害：54 ページ

⁴ 東京都食品安全条例：49 ページ

第1節 推進計画の基本的事項

1 食品安全条例と推進計画の関係

食品安全条例第7条に基づき推進計画を策定する。

東京都食品安全条例

第7条 知事は、食品の安全の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、東京都食品安全推進計画（以下「推進計画」という。）を定めるものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 食品の安全の確保に関する施策の方向
- 二 前号に掲げるもののほか、食品の安全の確保に関する重要事項

2 推進計画の基本的視点

食品安全条例は、食品の安全を確保することにより、「現在及び将来の都民の健康保護を図る」ことを目的とし、「事業者責任を基礎とする安全確保」、「最新の科学的知見に基づく安全確保」及び「都、都民、事業者の相互理解と協力に基づく安全確保」という三つの基本理念を掲げている。

都は、条例の目的と基本理念を踏まえ、食品安全をめぐる課題解決を図るための羅針盤として推進計画を策定すべきでる。

3 推進計画の構成

推進計画は、食品安全条例の基本理念と計画に関する規定を踏まえ、次の三つの事項で構成する。

（1）生産から消費に至る食品の安全確保施策の総合的な体系（基本施策）

食品の生産から消費に至る各段階における食品の安全確保のための諸施策を「基本施策」と位置づけ、2の推進計画の基本的視点により、総合的に体系化し、都民に明らかにする。法や条例に基づく施策、都独自の施策などを含め、都の施策の全体像を示す。

(2) 重点的に取り組むべき施策（重点施策）

食品の安全確保を図る施策は、継続的かつ着実に実施すべきものであるが、その中でも特に迅速かつ的確に取り組む必要のある課題へ対応する施策については、「重点施策」と位置づけ、具体的な取組内容を都民や事業者にも明らかにすることで、関係者の協力を得ながら、施策のより効果的な推進を図る。

(3) 推進計画に掲げる施策の実施に向けた考え方

都民や事業者の意見を反映し、関係者の相互理解のもとに施策を効果的に実施するため、施策の推進体制と進行管理の方法を示す。

4 計画期間

令和8年度から令和12年度までの5年間

第2節 食品の安全に係る課題と施策推進の方向性

推進計画の改定にあたっては、食中毒予防対策、[HACCP](#)⁵への取組支援、輸入食品対策等、これまでの取組を継続する必要がある課題が多数存在することを基本としつつ、新たな課題への対応も勘案する必要がある。

これらのことを踏まえ、現行の推進計画の体系である「3つの施策の柱と施策の基盤」を維持するとともに、この体系の下で諸課題をあらためて整理し、今後の施策の方向性を定めるものとする。

施策の柱1 食を取り巻く環境の変化に対応する自主的な取組の推進

1 課題

- (1) 食品の安全確保は、事業者の責務であり、健康被害の発生を未然に防止するためには、生産から消費に至る各段階で確実な安全対策がとられることが重要である。
- (2) 農産物の安全確保は、生鮮食品としてだけでなく、農産物を原料として使用する加工食品の安全確保を図る上でも特に重要である。異物混入や農薬の不適切な使用などの食品安全に関する[リスク](#)⁶のほか、農業を行ううえで発生する様々なリスクにも適切に対応し、農産物の安全性を高めるための取組が必要である。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い人流抑制策等が取られた結果、食中毒の発生件数の減少や、食品の[テイクアウト・デリバリー](#)⁷の普及が見られた。

いわゆる[アフターコロナ](#)⁸においては、社会経済活動の活発化に伴い食中毒の発生件数が増加傾向に転じ、基本的衛生管理の不徹底に起因する事例が散見されるようになった。また、テイクアウト・デリバリーは、社会に広く定着した。

⁵ HACCP：52 ページ

⁶ リスク：54 ページ

⁷ テイクアウト・デリバリー：47 ページ

⁸ アフターコロナ：38 ページ

さらに、国際的なSDGs⁹の機運上昇に伴い、国は、食品ロスを半減させる目標を掲げ、その達成のために「[食べ残し持ち帰り促進ガイドライン](#)」¹⁰を令和6年12月に策定した。飲食店等における食べ残しの持ち帰り増加による食中毒発生リスクの増大の可能性といった新たな課題が発生している。

食品の安全確保のためには、食品の供給者である事業者が、自らGAP¹¹やHACCPなどの安全管理を適切に実施し、食中毒等による健康被害の発生防止に向けた取組をより一層推進させることが必要である。

2 対応

- (1) 農業者が国際水準に準拠した安全管理を適切に実施するための取組として、[新東京都GAP認証](#)¹²の普及を図る。
- (2) 食品等事業者が安全管理を適切に実施するための取組として、HACCPに沿った衛生管理の着実な導入及び定着を図る。
- (3) 食べ残しの持ち帰りを実施する飲食店等の食中毒予防対策等、多様化する食提供に対応するため、事故発生防止に必要な対策の周知徹底等を図る。

施策の柱2 情報収集や調査、監視指導等に基づく安全対策の推進

1 課題

- (1) 都は、食品の安全に関する先行的調査を行い、最新の科学的知見を集積している。また、国においても、[厚生労働科学研究](#)¹³により、最新の科学的知見が集積されている。このような調査研究の成果を正しく理解し、よりの確に食品の安全確保対策に繋げていくために、専門家による情報の分析・評価が必要である。
- (2) 行政によるQOS¹⁴の向上や効率的な監視指導体制の実現のため、情報技術をより一層活用する必要がある。

⁹ SDGs：39 ページ

¹³ 厚生労働科学研究：40 ページ

¹⁰ 食べ残し持ち帰り促進ガイドライン：46 ページ

¹⁴ QOS：40 ページ

¹¹ GAP：39 ページ

¹² 新東京都GAP認証：45 ページ

- (3) 我が国の食料自給率はカロリーベースで38%（令和5年度）であり、国内で消費される食料の多くを様々な国からの輸入に依存している。東京は、輸入食品の流通の中枢であり、都における輸入食品の安全確保は、都内だけでなく国内全体の安全確保に繋がることから、輸入食品の対策が必要である。
- (4) 令和6年3月の紅麹を含む健康食品による健康被害事例の発生を踏まえ、健康食品による健康被害の未然防止や拡大防止に向けた取組をより一層推進していく必要がある。
- (5) 国において食品表示制度の見直しが進められている中、食品に対する安心・信頼を確保するためにも、事業者は表示制度の改正に的確に対応する必要がある。
- (6) 広域・大規模に流通する食品による食中毒の発生時には、国、他自治体など多くの関係機関と連携し、被害拡大防止を図る必要がある。

2 対応

- (1) [東京都食品安全情報評価委員会](#)¹⁵において、各種情報を分析・評価し、最新の科学的知見に基づいた対策を実施する。
- (2) 生産から販売までの各段階における監視指導を効率的に実施するために、食品安全対策に係る監視指導のDX¹⁶を推進する。
- (3) 輸入事業者の監視指導や輸入食品の検査など、輸入食品の安全対策を実施する。
- (4) 健康食品による健康被害情報の収集体制の拡充や検査・分析体制の確保など、健康食品対策を強化する。
- (5) 食品表示制度について、相談・監視指導、講習会等を通じて、食品表示制度の周知等を行うとともに、適正な食品表示を実施するための人材育成を推進する。
- (6) 広域的・大規模な食中毒発生時に関係機関と連携し、迅速・的確に被害防止を図るために、大規模食中毒を想定した訓練の実施や[広域連携協議会](#)¹⁷等の活用により、平時から関係機関の連携体制の確保を図る。

¹⁵ 東京都食品安全情報評価委員会：49 ページ

¹⁶ DX：47 ページ

¹⁷ 広域連携協議会：40 ページ

施策の柱3 関係者による相互理解と食の安全に関する情報発信の推進

1 課題

- (1) 令和4年、都が実施した[実態調査](#)¹⁸では、半数以上の都民が食肉を生・半生で喫食した経験があるほか、調査対象の飲食店の概ね半数が加熱不十分の食肉料理を提供していることが判明するなど、都民や事業者が加熱不十分な食肉のリスクを十分に理解していない可能性が考えられた。食品の安全確保のため、都民、事業者及び行政による[リスクコミュニケーション](#)¹⁹を一層活発に行う必要がある。
- (2) [食物アレルギー](#)²⁰は、[アナフィラキシーショック](#)²¹を引き起こすこともあるなど、健康へのリスクは高い。発症時の対応や[アレルゲン](#)²²の適切な表示、アレルギー物質の混入防止など、様々な取組が必要であり、総合的に対策を進める必要がある。

2 対応

- (1) 都民、事業者及び行政間の情報や意見交換を一層推進していく。
- (2) 食物アレルギー対策について、関係各局が連携し、関係者の理解と協力を得ながら対策を進めていく。

¹⁸ 実態調査：42 ページ

²² アレルゲン：38 ページ

¹⁹ リスクコミュニケーション：55 ページ

²⁰ 食物アレルギー：42 ページ

²¹ アナフィラキシーショック：38 ページ

施策の基盤 安全を確保する施策の基盤づくり

1 課題

[政府地震調査研究推進本部](#)²³によると、今後30年以内に70%の確率で、M7クラスの首都直下地震が発生すると予測されている。

また、[東京都防災会議](#)²⁴が令和4年5月にとりまとめた「[首都直下地震等による東京の被害想定](#)²⁵」によると、M7クラスの首都直下地震が発生した場合、最大で上水道の断水率が約26%、復旧が概ね完了するのは約17日後になると想定されている。

災害発生時の限られたインフラ環境において、食中毒予防対策を図ることができる人材の確保が必要である。

2 対応

災害時における食中毒予防対策にあたる職員向けのマニュアルを整備し、訓練を実施することで、災害発生時に迅速・適切に食品衛生対策を実行できる人材の育成を推進する。

²³ 政府地震調査研究推進本部：45 ページ

²⁴ 東京都防災会議：49 ページ

²⁵ 首都直下地震等による東京の被害想定：42 ページ

第2章 食品の安全確保のための施策

第1節 施策の体系化

第1章において、現行の推進計画の体系である「3つの施策の柱と施策の基盤」維持するとともに、この体系の下で諸課題をあらためて整理し、今後の施策推進の方向性を示した。

そうした方向性を踏まえ、推進計画を総合的に実施するため、施策を体系化し、今後進めるべき都の取組の全体像を都民に分かりやすく示すことが重要である。

「施策の柱」及び「施策の基盤」に基づいて、生産から消費に至る各段階で、都の関係各局が推進している食品安全確保施策を「基本施策」とし、「基本施策」を関係各局が連携して着実に実施することにより、食品の安全確保を図っていくべきである。

「都における食品安全確保の総合的な体系」を次ページに示すとともに、「基本施策」及び「重点施策」の詳細をそれぞれ第2節及び第3節に示す。

都における食品安全確保施策の総合的な体系

施策の柱 1

食を取り巻く環境の変化に対応する自主的な取組の推進

事業者の自主的衛生管理の推進

事業者に対する技術的支援

基本施策（朱字：重点施策）

- 1 東京都工コ農産物認証制度の推進
- 2 **GAP 認証制度の推進**
- 3 **HACCP に沿った衛生管理の導入・定着の推進**
- 4 **多様化する食の提供方法における衛生管理向上への取組の推進**
- 5 食品衛生推進員制度の活用
- 6 食品衛生自治指導員活動への支援
- 7 卸売市場における自主的衛生管理の推進

- 8 農産物や家畜の安全対策の普及指導
- 9 食品加工分野の技術に関する普及指導
- 10 事業者に対する食品衛生知識の普及啓発

施策の柱 2

情報収集や調査、監視・指導等に基づく安全対策の推進

食の安全に関する情報の収集、整理、分析及び評価の推進

生産から販売までの各段階における監視、指導等の充実

食品の適正表示の推進

緊急時の体制の充実

- 11 家畜の病気や病害虫の発生状況の把握
- 12 食中毒の発生動向及び原因調査
- 13 食品の安全に関する先行的調査
- 14 ダイオキシン類等の微量化学物質の実態調査
- 15 海外情報や学術情報の収集
- 16 **食品安全情報評価委員会による分析・評価**
- 17 食品安全条例に基づく安全性調査・措置勧告制度の活用

- 18 **食品安全対策に係る監視指導 DX の推進**
- 19 農業等の生産資材の適正使用に関する指導
- 20 畜産物等の安全対策
- 21 と畜場における食肉の安全確保
- 22 地域監視
- 23 広域流通食品に対する監視
- 24 **輸入食品対策**
- 25 **「健康食品」対策の強化**
- 26 食品等のリコール情報の届出制度の運用

- 27 **食品の適正表示の推進**
- 28 消費生活調査員による調査

- 29 食品安全対策推進調整会議による体制整備
- 30 **食品安全に関する健康危機管理体制の確保**
- 31 卸売市場内における危機管理対応

施策の柱 3

関係者による相互理解と食の安全に関する情報発信の推進

情報の発信、意見の交流等の推進

教育・学習の推進

都民及び事業者の意見の反映

- 32 食品の安全に関する普及啓発・情報提供
- 33 外国人への情報発信
- 34 **食品の安全に関するリスクコミュニケーションの推進**
- 35 **総合的な食物アレルギー対策の推進**

- 36 食品の安全に関する食育の推進
- 37 都民の自主的な学習に対する支援

- 38 食品の安全に関する審議会等への都民・事業者の意見の反映
- 39 都民・事業者が意見・要望を申し出る機会の確保
- 40 相談等への適切な対応

施策の基盤

安全を確保する施策の基盤づくり

人材の育成

基盤となる調査研究・技術開発

区市町村、国等との連携等

- 41 食品安全に関わる人材の計画的な育成
- 42 **災害発生時の食品衛生対策に係る人材の計画的な育成**

- 43 食品の安全確保のための生産・製造技術の開発
- 44 試験検査法の開発・改良
- 45 食品安全に関する基礎研究の推進

- 46 食品衛生に関する自治体間の広域的連携の推進
- 47 食品衛生に関する特別区及び保健所設置市との連携協力の推進
- 48 消費生活施策に関する自治体連携
- 49 国や関係機関との連携、国への提案要求

第2節 基本施策

食品の生産から消費に至る各段階における食品の安全確保のための諸施策について、以下のとおりとりまとめた。

施策の柱1 食を取り巻く環境の変化に対応する自主的な取組の推進

1-1 事業者の自主的衛生管理の推進

食品の生産から販売にいたる各段階で、食品の安全確保に向けた、事業者の自主的な取組を一層促進するための施策

No	施策	概要
1	東京都エコ農産物認証制度 ²⁶ の推進 (産業労働局)	都心部において東京都エコ農産物等の情報発信及びPR販売を実施する。 また、認証者への生産及び販売の支援を強化する。
2	GAP認証制度の推進 (産業労働局) 【重点施策1】	GAPセミナーの開催や認証取得・維持に向けた環境整備の支援等により、生産者におけるGAPの取組を推進するとともに、PR冊子、ホームページなどにより消費者の認知度向上を図る。 また、GAP認証農産物の小売店における販売、農園ツアーの開催などによりGAP認証農産物の流通拡大を支援する。
3	HACCPに沿った衛生管理の導入・定着の推進 (保健医療局) 【重点施策2】	HACCPに沿った衛生管理について、食品等事業者に対する導入支援及び定着支援を行う。 また、HACCPに沿った衛生管理の定着を効果的に進めるための人材育成を行う。
4	多様化する食の提供方法における衛生管理向上への取組の推進 (保健医療局) 【重点施策3】	子ども食堂 ²⁷ 等の ボランティア給食 ²⁸ に対する衛生管理に関する助言を行う。また、テイクアウト・デリバリーや食べ残しの持ち帰りを実施する飲食店等に対して、衛生的な取扱い等に関する情報提供や監視指導を行う。
5	食品衛生推進員 ²⁹ 制度の活用 (保健医療局)	食品衛生推進員に対して、講習会を開催するなど最新の情報を提供する。また、保健所等が実施する普及啓発活動への協力や巡回指導などにより、地域の衛生水準の向上を図る。

²⁶ 東京都エコ農産物認証制度：48 ページ

²⁷ 子ども食堂：41 ページ

²⁸ ボランティア給食：54 ページ

²⁹ 食品衛生推進員：43 ページ

6	食品衛生自治指導員 ³⁰ 活動への支援 (保健医療局)	事業者団体が実施している食品衛生自治指導員の巡回指導活動による事業者への指導・助言が、より適切に行われるよう、自治指導員に対する衛生教育などの支援を行う。
7	卸売市場における自主的衛生管理の推進 (中央卸売市場)	市場内における食の安全確保に関する取組の推進者として設置した 安全・品質管理者 ³¹ を活用し、法違反品や自主回収品など食の安全に係る情報を各市場に確実に周知する。安全・品質管理者に対する研修や情報伝達訓練などを実施し、市場関係者の衛生意識の向上を図る。 品質・衛生管理マニュアル ³² を活用し、HACCPに沿った衛生管理の推進を図る。

1-2 事業者に対する技術的支援

事業者に対して、食品の生産・加工技術や、法令に関する情報提供等を行うことにより、食品の安全確保の技術水準向上を図るための施策

No	施策	概要
8	農産物や家畜の安全対策の普及指導 (産業労働局)	講習会やセミナーの開催により農産物の安全対策の普及を図る。 国内外の家畜の伝染性疾病情報や家畜の衛生管理に関する情報を掲載した広報誌などにより情報提供を実施する。
9	食品加工分野の技術に関する普及指導 (産業労働局)	食品加工等に関する技術相談、依頼試験、機器利用、技術セミナー・講習会などの各種支援や研究成果発表などの情報発信により、食品の安全確保のための技術水準の向上を図る。
10	事業者に対する食品衛生知識の普及啓発 (保健医療局)	食品等事業者や 食品衛生責任者 ³³ などに対して、衛生講習会の開催やWebコンテンツの提供などにより食品衛生に関する最新の知識を付与する。

³⁰ 食品衛生自治指導員：43 ページ

³¹ 安全・品質管理者：38 ページ

³² 品質・衛生管理マニュアル：53 ページ

³³ 食品衛生責任者：44 ページ

施策の柱2 情報収集や調査、監視指導等に基づく安全対策の推進

2-1 食の安全に関する情報の収集、整理、分析及び評価の推進

食品の安全に関する様々な情報を幅広く収集し、その結果を監視指導に生かすなど、健康被害を未然に防止する施策

No	施策	概要
11	家畜の病気や病虫害の発生状況の把握 (産業労働局)	家畜伝染病の診断や各種家畜疾病の原因究明のための臨床検査やウイルス、細菌、病理、生化学等の専門的な検査を実施する。 良質で安全な農産物の安定生産を支援するため、病虫害の発生時期や発生量などの変動について、予察灯などを利用した調査を実施し、発生予察情報を作成・提供する。
12	食中毒の発生動向及び原因調査 (保健医療局)	<u>腸管出血性大腸菌</u> ³⁴ 及び <u>サルモネラ</u> ³⁵ の散発患者や <u>無症状病原体保有者</u> ³⁶ の調査等、 <u>散発型集団発生食中毒</u> ³⁷ の早期発見や発生原因究明などのため、 <u>保菌者検索事業</u> ³⁸ を実施する。ノロウイルスについて、無症状病原体保有者に対して感染原因や体内からの消長についての調査を実施する。 また、保健所を設置する自治体である特別区、八王子市及び町田市との連携を推進し、食中毒事件の調査結果及び関連情報の収集、解析に努め、食中毒による健康被害の未然防止・拡大防止を図る。
13	食品の安全に関する先行的調査 (保健医療局)	国内外の最新情報を広く収集、整理することにより、課題を発掘し、先行的な実態調査や効果的な監視手法の検討を実施する。また、ホームページ等により調査結果を公表する。
14	<u>ダイオキシン類</u> ³⁹ 等の微量化学物質の実態調査 (保健医療局、環境局)	実態調査を継続的に実施し、調査結果について、東京都環境保健対策専門委員会化学物質保健対策分科会において評価を実施する。 ○東京都湾産魚介類を対象としたダイオキシン類等の含有量調査 ○ <u>水銀</u> ⁴⁰ や <u>PCB</u> ⁴¹ などの有害化学物質の魚介類等の汚染実態調査 ○ <u>トータルダイエツトスタディ</u> ⁴² による食事由来の化学物質等摂取量推計調査

³⁴ 腸管出血性大腸菌：47 ページ

³⁵ サルモネラ：41 ページ

³⁶ 無症状病原体保有者：54 ページ

³⁷ 散発型集団発生食中毒：41 ページ

³⁸ 保菌者検索事業：54 ページ

³⁹ ダイオキシン類：46 ページ

⁴⁰ 水銀：45 ページ

⁴¹ PCB：52 ページ

⁴² トータルダイエツトスタディ：50 ページ

15	海外情報や学術情報の収集 (保健医療局)	インターネット、海外の専門誌、各種学会誌等を定期的に調査し、海外の食品等の事件・事故や学会における研究発表など食品の安全に関する最新の情報を収集する。
16	食品安全情報評価委員会による分析・評価 (保健医療局) 【重点施策4】	学識経験者と都民で構成される食品安全情報評価委員会において、各種の調査で得られた情報の分析・評価を実施する。その評価結果を踏まえ、ホームページやSNS等により効果的な情報発信を実施する。
17	食品安全条例に基づく <u>安全性調査</u> ⁴³ ・ <u>措置勧告制度</u> ⁴⁴ の活用 (保健医療局)	<u>規格基準</u> ⁴⁵ が定められていないなど、法で対応することが困難な食品等について、健康への悪影響を未然に防止する観点から必要と判断される場合には、食品安全条例に基づき、安全性調査を実施する。調査の結果、改善等が必要と判断される場合には、事業者へ措置の実施について勧告し、公表する。

2-2 生産から販売までの各段階における監視、指導等の充実

食品の生産から販売に至るすべての段階を網羅した監視指導や検査を通じて、食品の安全確保を推進していく施策

No	施策	概要
18	食品安全対策に係る監視指導DXの推進 (保健医療局、産業労働局) 【重点施策5】	食品等事業者に対する監視指導において、必要な情報をクラウド上で管理し、現場からタブレット端末を通じて安全に閲覧・記録するほか、同端末を用いて職員間の情報連携を円滑に行うなど、効率的な監視指導を実施する。 農業改良普及指導において、タブレット端末や指導記録システムを活用することで、農業者とのコミュニケーションの円滑化や精度の高い病害虫防除の診断等、効率的な指導を実施する。
19	農薬等の生産資材の適正使用に関する指導 (産業労働局)	<u>農薬販売所</u> ⁴⁶ への立入調査や指導、リーフレットを使用した普及啓発を実施する。 <u>東京都農薬管理指導士</u> ⁴⁷ の認定事業を通じて、農薬取扱者の資質向上を図る。 <u>普及指導員</u> ⁴⁸ の巡回指導や相談などにより、農業者の生産技術等の向上を図る。

⁴³ 安全性調査：38 ページ

⁴⁴ 措置勧告制度：46 ページ

⁴⁵ 規格基準：39 ページ

⁴⁶ 農薬販売所：51 ページ

⁴⁷ 東京都農薬管理指導士：49 ページ

⁴⁸ 普及指導員：53 ページ

20	畜産物等の安全対策 (産業労働局)	東京都飼養衛生管理指導等計画⁴⁹に基づき、家畜所有者等に対し、家畜ごとに定められた飼養衛生管理基準の内容の普及、疾病の発生状況などを踏まえた指導を行う。また、死亡牛・起立不能牛等の牛海綿状脳症(BSE)⁵⁰検査や豚熱⁵¹感染予防のために飼育豚への豚熱ワクチン接種及び野生イノシシの経口ワクチン散布を行う。 養殖魚の衛生管理指導や養殖場の調査監視等を実施する。
21	と畜場における食肉の安全確保 (保健医療局、中央卸売市場)	と畜場において、食用となる牛豚等について、生きている段階から枝肉までのそれぞれの段階で、と畜検査員⁵²が1頭ごとに検査し、疾病や異常のある牛豚等やその肉を排除する。 HACCPに基づく衛生的な、と畜解体作業の実施やと畜場及び市場内食品等事業者に対する衛生指導・助言、施設の改善指導等を通して、食肉の安全確保を図る。
22	地域監視 (保健医療局)	保健所において、地域の食品関係営業施設等に対し、食品の取扱いなど、衛生管理に関する監視指導を実施する。また、食品に関する苦情や食中毒が疑われる事例の発生時に原因調査を行い、必要に応じて原因施設に対する行政措置や再発防止策の指導を行う。
23	広域流通食品に対する監視 (保健医療局)	都内に広く流通する食品の安全を確保するため、大規模製造業や輸入業、卸売市場、倉庫業など製造・流通の拠点となる施設等の監視指導を実施する。 重大な健康被害の発生やそのおそれがある場合には都区市が連携して都内全域を対象に緊急監視を実施する。
24	輸入食品対策 (保健医療局) 【重点施策6】	健康安全研究センターの輸入食品専門監視班を中心に、輸入業や倉庫業に対する監視指導や輸入食品の残留農薬等の検査を実施する。 輸入事業者の自主管理を推進するため、厚生労働省が示した「輸入加工食品の自主管理に関する指針(ガイドライン)」⁵³を活用し、輸入事業者が海外の供給先に対し、食品の製造・加工・保管・輸送などの各段階における衛生管理の確認を適切に実施できるよう指導を行う。

⁴⁹ 東京都飼養衛生管理指導等計画：48 ページ

⁵² と畜検査員：52 ページ

⁵⁰ 牛海綿状脳症(BSE)：40 ページ

⁵³ 輸入加工食品の自主管理に関する指針(ガイドライン)：54 ページ

⁵¹ 豚熱：53 ページ

25	「健康食品」対策の強化 (保健医療局、生活文化局) 【重点施策7】	東京都医師会や東京都薬剤師会等と連携した健康食品による健康被害が疑われる情報の収集体制を拡充する。 健康食品による健康被害の発生に備えた検査・分析体制を整備する。 パンフレットやホームページ、SNS等を活用し「健康食品」の正しい使い方などに関する普及啓発を強化する。 健康への悪影響の未然防止の観点から、市販されている「健康食品」を購入し、表示や医薬品成分等の検査を実施する。 健康食品を取扱う事業者を対象に表示・広告及び販売方法等の適正化を図ることを目的に講習会を開催する。
26	食品等のリコール情報の届出制度の運用 (保健医療局)	食品衛生法及び食品表示法に基づく「食品等のリコール情報の届出制度」について、国と連携しながら適切に運用していく。

2-3 食品の適正表示の推進

法令に基づく表示の指導を徹底するとともに、都民との協働による適正な食品表示の推進を図る施策

No	施策	概要
27	食品の適正表示の推進 (保健医療局、生活文化局) 【重点施策8】	関係機関と連携し、食品表示法等の各法令・条例に基づく食品表示の周知や指導を実施する。 製造業等の事業者を対象に適正な食品表示を推進する核となる人材を育成する。
28	消費生活調査員 ⁵⁴ による調査 (生活文化局、保健医療局)	消費生活調査員が、消費者の視点から都内の小売店等で販売されている食品の表示調査を実施し、その結果を踏まえ都が必要な指導を行うなど、都民との協働による適正表示の推進を図る。

⁵⁴ 消費生活調査員：44 ページ

2-4 緊急時の体制の充実

緊急時においても関係者の連携を迅速かつ的確に図り、危機管理対応を適切に実施するための施策

No	施策	概要
29	食品安全対策推進調整会議 ⁵⁵ による体制整備 (各局)	緊急時には、庁内の各局連携組織である「食品安全対策推進調整会議」の議長が「緊急連絡会議」を招集し、対策を検討する。 また、緊急時の「食品安全対策推進調整会議」を円滑に運営するため、「食品安全対策推進調整会議幹事会」を毎年度開催し、平時から関係各局間の連携体制を確保する。
30	食品安全に関する健康危機管理体制の確保 (保健医療局) 【重点施策9】	健康危機管理に関する事件発生時に備え、国や関係自治体間の緊急連絡網を整備するとともに、広域連携協議会等により事件発生時の対応方法や関係機関の連絡・連携体制を確保する。 東京都や特別区、保健所設置市の 食品衛生監視員 ⁵⁶ を対象に大規模食中毒の発生を想定した訓練を実施し、緊急時の対応能力の向上を図る。
31	卸売市場内における危機管理対応 (中央卸売市場)	卸売市場における食品に関する事件・事故に際して「 食品危害対策マニュアル ⁵⁷ 」に基づき、迅速かつ的確に対応する。

⁵⁵ 食品安全対策推進調整会議：42 ページ

⁵⁶ 食品衛生監視員：43 ページ

⁵⁷ 食品危害対策マニュアル：44 ページ

施策の柱3 関係者による相互理解と食の安全に関する情報発信の推進

3-1 情報の発信、意見の交流等の推進

都、事業者、都民の相互理解と協力に基づく、安全確保対策を推進するための施策

No	施策	概要
32	食品の安全に関する普及啓発・情報提供 (各局)	食品の安全に関する普及啓発資材、各局のホームページ、SNS、報道機関への公表など様々な媒体を通じて、食品の安全や安全対策に関する情報を適切に分かりやすく都民・事業者に提供する。
33	外国人への情報発信 (保健医療局)	ホームページ等を活用し、訪都外国人や外国人従事者に対し、我が国の衛生管理に係る制度等の理解を促すことにより、保健所等の調査や指導が円滑に実施できるよう、食品安全に関する情報発信を行う。
34	食品の安全に関するリスクコミュニケーションの推進 (各局) 【重点施策10】	関係者による意見交換の場の充実を図り、消費者、事業者、行政など多くの関係者の間で、食中毒等食品の安全に関する様々なテーマについて情報や意見の交流を推進し、相互理解を図る。
35	総合的な食物アレルギー対策の推進 (保健医療局、教育庁) 【重点施策11】	食品の製造や調理を行う施設に対して、意図しないアレルゲンの混入防止のための技術指導や注意喚起表示を含む適正表示を行うための指導を行う。 飲食店が利用客に対してアレルギー物質等の情報提供が適切に行えるよう飲食店の取組を支援する。 学校・保育所等において食物アレルギーを持つ子供の日常生活管理や症状が出現した際の緊急時対応などの研修を行う。

3-2 教育・学習の推進

都民が情報を必要とするときに、正確な情報を入手できる環境の整備に関する施策

No	施策	概要
36	食品の安全に関する食育の推進 (各局)	東京都食育推進計画 ⁵⁸ の取組を着実に推進し、学校教育や食育体験など食品の安全に関する教育・学習の機会を提供する。
37	都民の自主的な学習に対する支援 (各局)	食品の安全に対する都民の意識の向上を図るため、都民が自主的に学習する際の各種教材や学習する場を提供する。

3-3 都民及び事業者の意見の反映

関係者の理解と協力に基づく安全確保を進めるために、科学的な評価のもと、都民や事業者の意見を踏まえた食品の安全確保対策を実施するための施策

No	施策	概要
38	食品の安全に関する審議会等への都民・事業者の意見の反映 (保健医療局)	食品安全審議会 や各保健所の 地域保健医療協議会 ⁵⁹ 、 食品衛生推進会議 ⁶⁰ で食品の安全確保に関する施策について、都民や事業者の意見等を踏まえた審議を実施する。 計画の策定等にあたり、パブリックコメントを実施し、より多くの都民・事業者の意見反映を図る。
39	都民・事業者が意見・要望を申し出る機会の確保 (各局)	東京都消費生活条例に基づく「申出」 ⁶¹ の中で、食品の安全に関する内容について適切な調査を行い、必要に応じて施策に反映する。 全庁的な広聴事業を通して、都民から寄せられた都政に関する提言、意見・要望等について、各局において検討するとともに、その回答などを通じて、都民の理解と協力の推進を図る。
40	相談等への適切な対応 (各局)	保健所や 消費生活センター等 ⁶² に都民から寄せられる苦情や相談等について、関係機関と連携し適切に調査を実施する。また、調査結果を都民に分かりやすく説明するなど、都民の理解と協力の推進を図る。

⁵⁸ 東京都食育推進計画：48 ページ

⁶² 消費生活センター等：44 ページ

⁵⁹ 地域保健医療協議会：47 ページ

⁶⁰ 食品衛生推進会議：43 ページ

⁶¹ 東京都消費生活条例に基づく「申出」：48 ページ

施策の基盤 安全を確保する施策の基盤づくり

4-1 人材の育成

食品安全に関する新たな課題に適切に対応するために、食品の安全対策に関する知識、技術等を持った人材を育成するための施策

No	施策	概要
41	食品安全に関わる人材の計画的な育成 (保健医療局)	食品衛生監視員をはじめとする食品安全に関わる人材に対し、最新の知識や技術などに関する情報を付与する技術講習会や専門研修の実施、各種研修会等への派遣により、資質の向上を図る。
42	災害発生時の食品衛生対策に係る人材の計画的な育成 (保健医療局) 【重点施策12】	食品衛生監視員が災害発生時に食品衛生対策を実行するための具体的な対応マニュアルを作成する。また、作成したマニュアルをもとに訓練を実施し、実効的な人材育成を実施する。

4-2 基盤となる調査研究・技術開発

検査分析法の開発など食品の安全確保対策の基礎となる研究・技術開発を推進するための施策

No	施策	概要
43	食品の安全確保のための生産・製造技術の開発 (産業労働局)	東京都農林総合研究センター ⁶³ において残留農薬低減など、食品安全に係る生産技術の開発に関する研究を推進する。 東京都立産業技術研究センター ⁶⁴ において、食品技術と工業技術の相乗により、フードテック ⁶⁵ など成長が見込まれる開発分野における中小企業の新製品・新技術開発を促進する。
44	試験検査法の開発・改良 (保健医療局)	検査法が確立されていない物質について分析方法を開発するなど、試験検査法の開発・改良を実施する。 試験検査の適切な精度管理を行い、検査結果の信頼性を確保する。
45	食品安全に関する基礎研究の推進 (保健医療局)	健康安全研究センターにおいて、研究を推進し、その成果について、学会発表等を通じて広く公表するとともに、必要に応じて安全確保施策へ反映する。

⁶³ 東京都農林総合研究センター：52 ページ

⁶⁴ 東京都立産業技術研究センター：51 ページ

⁶⁵ フードテック：53 ページ

4－3 区市町村、国等との連携等

他自治体や国などの関係機関と定期的な情報交換を行うことにより、広域的な連携を強化するための施策

No	施策	概要
46	食品衛生に関する自治体間の広域的連携の推進 (保健医療局)	全国食品衛生主管課長連絡協議会 ⁶⁶ や 全国食肉衛生検査所協議会 ⁶⁷ 、 全国市場食品衛生検査所協議会 ⁶⁸ などの組織を活用し、食品衛生に関する定期的な情報交換等を実施する。
47	食品衛生に関する特別区及び保健所設置市との連携協力の推進 (保健医療局)	特別区、八王子市及び町田市との関係において、 都区協議 ⁶⁹ 及び 都市協議 ⁷⁰ に基づく連携協力体制を維持し、製造、販売段階における食品の安全確保対策について、都区市一体となった取組を推進する。
48	消費生活施策に関する自治体連携 (生活文化局)	消費生活に関する施策の相互の緊密な連携を確保するため、全国や区市町村の消費者行政担当課長会などの組織を活用し、定期的な情報交換等を実施する。
49	国や関係機関との連携、国への提案要求 (保健医療局)	食品に係る違反処理等において、国や関係機関との情報交換を密に行い、適切な対応を図る。 食品の規格基準の設定や輸入食品対策の充実強化、表示制度等について、必要に応じて国への提案要求を行う。

⁶⁶ 全国食品衛生主管課長連絡協議会：46 ページ

⁷⁰ 都市協議：51 ページ

⁶⁶ 全国食肉衛生検査所協議会：46 ページ

⁶⁸ 全国市場食品衛生検査所協議会：45 ページ

⁶⁹ 都区協議：50 ページ

第3節 重点施策

1 重点施策の選定の考え方

食品の安全確保のためには、「基本施策」を着実かつ継続的に実施していくことが求められる。

同時に第1章第2節で示した食品の安全確保に関する現在の課題に対応するための施策を特に重点的に取り組むべき施策として「重点施策」と位置づけ、迅速・的確に対応していく必要がある。

2 重点施策の内容

<重点施策1> GAP 認証制度の推進

食の安全・安心の確保のためには、食品流通の出発点である生産段階において、生産工程管理を促進する取組が重要である。

農産物の生産段階のリスクとして、異物混入や農薬の不適切な使用など食品安全に関するリスクのほか、環境保全や労働安全など様々なリスクが存在している。生産上の危害をあらかじめ特定し、それらに対する対応策を確実に実行することで、リスクを低減し、より安全性の高い農産物の生産が可能となる。

また、SDGs への世界的な関心が高まる中、環境保全や人権保護等への配慮が重要な行動規範として浸透していることを踏まえると、食品安全、環境保全、労働安全、経営管理、人権保護の5分野から構成される「[国際水準GAPガイドライン](#)⁷¹」に準拠したGAP 認証の推進が必要である。

さらに、認証制度のPRと認証を受けた農産物の流通を拡大することにより、消費者がより安心して農産物を購入することができるようにするため、国際水準に対応した新東京都GAPの取組を推進する必要がある。

【具体的な事項】

- ・セミナーの開催等による新東京都GAP 認証取得及び維持の支援
- ・ホームページや冊子、販売イベントなどを活用した消費者へのPR
- ・認証農産物の小売店における販売や農園ツアーの開催など、認証農産物の流通拡大の支援

⁷¹ 国際水準GAPガイドライン：40 ページ

<重点施策2> HACCPに沿った衛生管理の導入・定着の推進

食品衛生法では、全ての食品等事業者がHACCPに沿った衛生管理が義務付けられている。

新型コロナウイルスの感染症流行の影響により、飲食店の営業時間短縮等の対応が取られる中、食中毒の発生件数は減少したが、アフターコロナにおける社会活動の回復に伴い食中毒の発生件数が増加に転じていることから、あらためて、飲食店等における衛生管理の徹底が求められる。食中毒等の危害を未然に防ぐために、食品等事業者がHACCPに沿った衛生管理を導入するための支援が必要である。

また、HACCPに沿った衛生管理は、[PDCAサイクル](#)⁷²を回しながら継続的に取り組むことで、より効果を発揮するため、既にHACCPに沿った衛生管理を実施している食品等事業者がその取組を着実に継続するための支援が必要である。

さらに、HACCPに沿った衛生管理の定着を効果的に進めるため、人材の育成を行っていく必要がある。

【具体的な事項】

- ・ 衛生管理計画の作成や記録を補助するためのツールの提供や窓口相談など新規事業者のHACCP導入を支援
- ・ 各種支援資材をホームページに掲載するなどHACCP定着に向けた支援
- ・ 取組事例を広く事業者間で共有する機会を設けるなど事業者のHACCPのレベルアップに向けた支援
- ・ 事業者がHACCPを円滑に運用するための核となる人材育成の支援
- ・ 事業者のHACCP支援を効果的に行うための監視員の計画的な育成

⁷² PDCAサイクル：52 ページ

＜重点施策３＞ 多様化する食の提供方法における衛生管理向上への取組の推進

子ども食堂や小規模な児童福祉施設など、食品衛生法による許可や届出を要しない施設は増加傾向にある。このような施設であっても、食中毒の発生リスクはこれら以外の施設と何ら変わらないことを踏まえると、これらの施設における衛生管理水準を確保するための取組が必要である。

テイクアウト・デリバリーは、新型コロナウイルス感染症の大流行を契機として定着した比較的新しい食の提供方法であり、このような新たな方法に特化した衛生管理の普及は、不十分である可能性が高い。

平成２７年９月に国連の「[持続可能な開発サミット](#)⁷³」で採択された２０１６年から２０３０年までの国際目標、いわゆるＳＤＧｓにおいて、食料廃棄の減少に関する目標が設定された。我が国においても、２０３０年度までに２０００年度比で食品ロス量を半減させるという目標が設定され、国において令和６年１２月に「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」が策定された。今後、食べ残しの持ち帰りを実施する飲食店が増加することが考えられる。

【具体的な事項】

- ・小規模給食等の運営者やテイクアウト・デリバリーを実施する飲食店に対して、普及啓発資材を活用した衛生管理に関する情報提供や監視指導
- ・食べ残し持ち帰りを実施する飲食店に対して、衛生的な取扱い等に関する情報提供や監視指導を実施するほか、都民に対する普及啓発

⁷³ 持続可能な開発サミット：41 ページ

<重点施策4> 食品安全情報評価委員会による分析・評価

食品による健康への悪影響を未然に防止するためには、まず都自らが食品の安全に関する情報を継続的に収集・分析し、科学的知見に基づき評価した上で、その結果を速やかに施策へ反映させることや、これらの経過を分かりやすく都民に提供することが求められる。

このため、都は、学術情報や海外情報など、食品の安全に関する情報を広く積極的に収集し、得られた情報の信頼性や都民に対する情報提供の必要性等について、知事の附属機関である食品安全情報評価委員会の分析・評価を経て、より分かりやすく的確かつ効率的に都民等に情報を発信していくべきである。

【具体的な事項】

- ・ 海外情報など食品安全に関する情報の収集
- ・ 食品安全情報評価委員会による情報の分析・評価
- ・ 分析を踏まえた都民等への情報発信

<重点施策5> 食品安全対策に係る監視指導DXの推進

我が国では、平成30年12月に経済産業省が策定した「[デジタルトランスフォーメーション（DX）を推進するためのガイドライン](#)⁷⁴」を契機に様々な分野でDXが進んでいる。都においては、都政が直面する様々な課題を克服し、東京の目指す未来を切り拓いていくために、デジタルの力を最大限活用すべく、令和元年8月に「[TOKYO Date Highway 基本戦略](#)⁷⁵」を策定し、取組が進められてきた。令和3年には[東京デジタルファースト条例](#)⁷⁶の施行や「[東京デジタルファースト推進計画](#)⁷⁷」の策定など、全庁的にDXが推し進められている。

このような中、今後、効率的に食品の安全確保策を推進していくためには、生産から消費に至る各段階の監視指導においても、デジタル技術を活用した体制を構築していく必要がある。

【具体的な事項】

- ・指導記録など厳重な管理が必要な情報を現場で安全に確認するなど、タブレット端末を活用した監視指導
- ・緊急時における職場等との迅速な情報共有の実施
- ・監視指導により蓄積したデータの分析結果に基づいた普及啓発

⁷⁴ デジタルトランスフォーメーション（DX）を推進するためのガイドライン：48 ページ

⁷⁵ TOKYO Date Highway 基本戦略：50 ページ

⁷⁶ 東京デジタルファースト条例：50 ページ

⁷⁷ 東京デジタルファースト推進計画：50 ページ

<重点施策6> 輸入食品対策

食品流通のグローバル化の進展、消費者ニーズの多様化などを背景に、輸入食品の届出件数は増加傾向にある。輸入食品に対する都民の不安は依然として存在し、令和6年度に実施した都政モニターアンケート⁷⁸において、食品の安全性をより確保するために都が取り組むべきこととして、輸入食品に対する監視指導や検査の充実を選択した割合が約4割を占めていたことから、輸入食品対策の更なる充実が求められている。

輸入食品の安全確保については、国の水際での対策が一義的であることは言うまでもないが、通関・都内流通後は、都で設置している専門監視班を中心として、都内の輸入業、輸入食品の倉庫業などに対して重点的な監視指導を実施することが、最も効率的かつ効果的である。

また、監視指導の際には、国からの情報も含めた最新の海外情報等を踏まえ、適切な対応を取ることが肝要である。

さらに、輸入食品の安全確保のためには、輸入事業者自らが行う自主的な衛生管理の推進を図ることも重要である。違反事例や関係法令に関する最新情報の提供を目的とした輸入事業者を対象とする講習会を開催するなど、輸入事業者の自主管理を支援する施策を継続的に実施していくべきである。

【具体的な事項】

- ・ 輸入事業者等に対する輸入食品監視班による監視の実施
- ・ 輸入食品の残留農薬や食品添加物などの検査を実施
- ・ 輸入食品を取り扱う食品関係事業者を対象にした講習会の開催
- ・ 自主管理に関する点検票を活用するなど輸入事業者の自主管理の支援

⁷⁸ 都政モニターアンケート：51 ページ

＜重点施策 7＞ 「健康食品」対策の強化

都はこれまでの健康食品を原因とする健康被害事例や表示・広告の問題を踏まえ、製造業者に対する監視指導、市販の健康食品を対象とした医薬品成分の検査及び表示・広告の確認、東京都医師会や東京都薬剤師会と連携した健康食品による健康被害が疑われる情報の収集・分析など、健康食品による健康被害の未然防止や拡大防止に向けた様々な取組を実施してきた。

令和 6 年、都内の大規模病院において紅麹を含む健康食品を喫食した消費者の腎障害事例が複数把握されたことを端緒に、当該健康食品を原因とした健康被害が全国的に発生していることが明らかとなった。本事例では、製造工場内の青カビが紅麹の培養基へ意図せず混入し、腎障害を引き起こすプベルル酸⁷⁹を産生したことが、健康被害発生の原因とされている。

都は、これまでの取組に加え、本事例で見られた課題を整理し、その対応策を講ずることで、健康食品による健康被害の未然防止や拡大防止に向けた取組をより一層推進していく必要がある。

【具体的な事項】

- ・東京都医師会や東京都薬剤師会との連携した健康被害情報の収集に加え、大規模病院と連携した健康被害情報の収集を実施
- ・高精度測定機器を導入し、有害物質を効率的に探索できる検査手法を開発するなど健康食品中の有害物質を原因とする健康被害の発生に備えた検査・分析体制を確保
- ・健康食品の使用を医師や薬剤師に伝えることを促す動画など「健康食品」の正しい使い方などに関する普及啓発を実施
- ・市場に流通する健康食品の医薬品成分検査や、培養または濃縮工程がある製品の検査、表示・広告の調査
- ・健康食品を取扱う事業者を対象に、表示・広告及び販売方法等の適正化を図ることを目的とした講習会の開催

⁷⁹ プベルル酸：53 ページ

<重点施策8> 食品の適正表示の推進

食品表示は、その食品の品質や健康被害の防止に関する情報を都民に正しく提供するという重要な役割を果たしている。適切な食品表示によって事業者から都民へ正確な情報を提供することで、都民が食品に対する理解を深め、合理的な商品選択ができる環境づくりを進めることが可能となる。

一方、食品表示制度については、個別品目ごとの表示ルールの見直し⁸⁰のほか、これまでも機能性表示食品⁸¹の表示方法等の改正や特定原材料⁸²等の改正など頻繁な基準改正が行われている。

都は、このような食品表示制度の特性を踏まえ、消費者庁を始めとする関係機関や他自治体、関係各局と連携を図りながら、食品表示の相談や監視指導により、適正表示を推進していく必要がある。

また、食品を取り扱う事業者が表示の重要性を認識し、関係法令の理解を深めて正しい表示に取り組めるよう支援していくことが重要である。

【具体的な事項】

- ・ 食品表示監視協議会の開催など、関係機関との連携
- ・ 表示制度に対する相談対応や監視指導を実施
- ・ DNA分析等による食品表示の科学的検証の実施
- ・ 適正な食品表示を推進する核となる適正表示推進者の育成

⁷⁸ 個別品目ごとの表示ルールの見直し：41 ページ

⁷⁹ 機能性表示食品：39 ページ

⁸⁰ 特定原材料：51 ページ

＜重点施策９＞ 食品安全に関する健康危機管理体制の確保

食品による広域的・大規模な健康被害の発生時には、関係各局が連携し、国や他自治体など関係機関との協力の下、健康被害の拡大防止及び再発防止を図る必要がある。

そのような広域的な健康被害発生時に、迅速かつ適切に関係機関と連携した危機管理対応を行うためには、平常時から関係機関との協力体制を構築するとともに、有事を想定した危機管理訓練を実施し、実践的な危機管理対応力の維持向上を図ることが重要である。

【具体的な事項】

- ・ 広域連携協議会等を活用した関係機関との連携体制の構築
- ・ 大規模食中毒等を想定した訓練の実施

<重点施策10> 食品の安全に関するリスクコミュニケーションの推進

食品流通のグローバル化や食品の生産・加工技術の開発に伴い、食品に新たなリスクが顕在化することがある。このようなリスクも含めた食品の安全確保について、都民、事業者及び行政が相互の取組を正しく理解し、協力し合うことは重要である。こうした関係を築いていくため、関係者が、それぞれの考え方や取組を情報交換し意見交流を行う、リスクコミュニケーションをより活発に行っていくべきである。

また、食品安全に関する新規性のあるテーマに限らず、食中毒等の身近なリスクや予防について正しく理解できるよう、ホームページや啓発資材、体験型セミナーなどを用いて、情報を受け止める対象者を考慮した、分かりやすい情報提供の充実を図っていく必要がある。

リスクコミュニケーションの手法については、ライフステージ等を考慮して検討する必要がある。

【具体的な事項】

- ・参加型のイベントやシンポジウムの開催などによる関係者の活発な意見交換
- ・児童等対象に応じた体験型啓発の実施
- ・若年層向けWebコンテンツなどライフステージを考慮したホームページやSNS、啓発資材による情報提供の充実

<重点施策１１> 総合的な食物アレルギー対策の推進

食物アレルギーは、生命に危険を及ぼすことのあるアナフィラキシーショックを起こすことがある。都は、食物アレルギーを持つ都民が安心して食品を選択することができるよう、食品の製造段階において適正な表示がされるよう、適切に監視指導を実施していく必要がある。また、飲食店におけるアレルゲン情報の適切な提供を支援するなど、アレルギーを持つ都民が安心して生活できる環境づくりを進める必要がある。

食物アレルギーを持つ児童等の日常管理や食物アレルギー症状発生時の緊急時対応などについては、学校や保育所、幼稚園等への普及を、関係各局が連携して進める必要がある。

【具体的な事項】

- ・ 食品の製造・調理段階でのアレルギー物質混入防止に向けた技術指導
- ・ 飲食店等に対する利用者への食物アレルギーの情報提供の支援
- ・ 学校、保育所、幼稚園等におけるアレルギー疾患の相談等に係る人材の育成

＜重点施策１２＞ 災害発生時の食品衛生対策に係る人材の計画的な育成

政府地震調査研究推進本部は、首都直下地震で想定されるM7程度の地震の30年以内の発生確率を70％程度と予測している。

また、東京都防災会議が令和4年5月にとりまとめた「首都直下地震などによる東京の被害想定」によると、M7程度の首都直下地震が発生した場合、最大で停電率9.1％、上水道断水率26.4％、下水道被害率4.0％、ガス供給停止率24.3％であり、復旧までに要する期間がそれぞれ約4日、約17日、約21日、約6週間とのことである。

災害時の限られたライフライン環境において、食中毒の予防対策が重要なこととは言うまでもなく、食品衛生監視員には、その役割を果たすことが強く期待される。しかしながら、そのような状況における食品衛生対策については、情報の蓄積が少なく、具体的な活動指針となるものはない。このため、災害発生時に迅速・適切に食品衛生監視員が食品衛生対策を実行できる具体的な対応マニュアル作成等体制を整備する必要がある。

また、作成したマニュアルをもとに、災害発生時に適切に食品衛生対策を実施できる食品衛生監視員の育成も必要である。

【具体的な事項】

- ・ 過去の事例を踏まえた災害発生時の食品衛生マニュアルの作成
- ・ 作成した食品衛生マニュアルを活用した人材育成

第3章 推進計画に掲げる施策の実施に向けた考え方

推進計画の施策を計画的かつ総合的に進めるためには、都における推進体制を確立するとともに、実施状況を定期的に確認し、適切に進行管理を図っていく必要がある。

このため、次期推進計画を実施するに当たり、以下のとおり留意すべき事項を示す。

第1節 施策の推進体制

都として食品の安全確保に係る施策を総合的かつ計画的に推進するためには、関係各局の適切な連携を図っていくことが最も重要である。このため、平成15年に設置された食品安全対策推進調整会議の一層の活用を図り、全庁的な食品の安全・安心の向上を図るための取組を積極的に推進していくことが重要である。

また、都内に流通する食品の多くは海外や道府県で生産・製造されたものである。関係各局が国や他自治体との連携を強化し、都外の生産・製造の現場に関する情報等を積極的に収集して、都における生産から消費に至るまでの一貫した食品の安全確保対策に活用することが求められている。

さらに、都民、事業者など関係者の意見を反映した施策を進めていくために、食品安全条例に定める知事の附属機関である食品安全審議会からの意見や提言を活用することや、食品安全情報評価委員会における情報の分析・評価を踏まえ、適切な未然防止策を推進していくことなどが必要である。

第2節 施策の実施と計画の見直し

次期推進計画を着実に推進していくために、第2章に掲げた重点施策を中心に、その進捗状況等を、計画の推進に関与する全ての人たちが把握し、適切な点検と進行管理を行っていくことが必要である。これらの進捗状況は、年度ごとに審議会に報告し、審議会から意見を聴くとともに、都民にも広く公表すべきである。

食品の安全に関する問題は、推進計画の改定時点では十分に認識されていない新たなリスクが途中段階で顕在化したり、より高度な製造技術の進展やより

迅速かつ微量な分析を可能とする検査法の開発など、科学技術の進歩や国内外の諸状況によって大きく変化する。

このため、このような変化や課題が想定を超えて大きい場合などには、計画の途中段階であっても、食品安全条例の規定に基づき、必要に応じて推進計画の見直しを検討すべきである。

食品の安全確保は、都民が健康で豊かな生活を営む上で、最も重要な事項である。都は本報告に示された考え方に基づき、全庁的な推進体制の充実を図り、食の安全を取り巻く状況を十分に考慮して、次期推進計画を策定し、着実に実施する必要がある。

このことにより、食品安全条例の目的である「現在及び将来の都民の健康保護を図る」ことにつながると考える。

【附属資料】

附属資料 1 用語説明（50 音順）

附属資料 2 諮問書

附属資料 3 東京都食品安全審議会委員名簿

附属資料 4 東京都食品安全審議会部会委員名簿

附属資料 5 東京都食品安全審議会審議経過

附属資料 6 「答申（案）の中間まとめ」に対する意見募集の結果について

附属資料 7 東京都食品安全条例

附属資料 8 東京都食品安全審議会規則

用語説明（50 音順）

アナフィラキシーショック

アレルギー症状が皮膚、消化器、呼吸器など2臓器以上に出現した状態をアナフィラキシーと呼ぶ。アナフィラキシー症状が進行し、血圧が下がり始めた状態はアナフィラキシーショックである。この状態になると意識がもうろうとするなど、生命の危機を伴う。

アフターコロナ

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の流行が収束した後の社会や生活様式を指す

アレルゲン

アレルギー反応を起こす原因となる物質。その多くがタンパク質で、食物（卵、牛乳、小麦など）、ダニの死骸やフン、カビ、昆虫、ハチ毒、動物の体毛やフケ、花粉、薬品、天然ゴムなどが挙げられる。

安全・品質管理者（SQM：Safety and Quality Manager）

中央卸売市場で取り扱われる食品の安全性の確保し、その信頼性を高めるとともに、衛生・環境水準の向上を図るため設置している。

安全・品質管理者は、食品危害発生時の連絡調整役として、都が連絡した食品に係る危害情報等に対して、当該品の有無の調査や販売の留保等の対応を行う。

安全性調査

東京都食品安全条例第二十一条の規定により、知事は、食品による健康への悪影響を未然に防止するため、当該悪影響の起こり得る蓋がい然性及びその重大性の観点から必要と認めるときは、法令又は他の条例に定める措置を執る場合を除き、食品等に含まれることにより健康に悪影響を及ぼすおそれがある要因について、必要な調査を行うことができる。

SDGs (Sustainable Development Goals)

2015 年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された国際目標。先進国を含む国際社会全体の開発目標として、2030 年を期限とする包括的な 17 の目標と 169 のターゲットが設定されている。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し(=人間の安全保障の理念を反映)、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に、全ての関係者(先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等)が統合的に取り組むもの。

規格基準

食品や添加物には、食品衛生法第 13 条に基づき、その成分、純度などについて定めた「規格」と、製造、加工、使用、保存等の方法について定めた「基準」が規定されている。

例)「規格」：農産物中の残留農薬、牛乳中の細菌数 など

「基準」：添加物の使用基準、食肉の保存基準 など

規格基準に合わない食品等の製造・販売等は禁止されており、違反した場合は販売禁止などの行政処分の対象となる。

機能性表示食品

国の定めるルールに基づき、事業者が食品の安全性と機能性に関する科学的根拠などの必要な事項を、販売前に消費者庁長官に届け出れば、機能性を表示することができる制度。

特定保健用食品(トクホ)と異なり、国の審査がないため、事業者は自らの責任において、科学的根拠を基に適正な表示を行う必要がある。

GAP

「Good (良い) Agricultural (農業) を Practice (実践) する」の略で、一般的には、「農業生産工程管理」と呼ばれ、農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための取組をいう。

牛海綿状脳症（BSE）

牛海綿状脳症（BSE）は、伝達性海綿状脳症（TSE）の一種であり、異常プリオン（感染性蛋白質）が神経組織等に蓄積する伝染病。

TSEに共通する特徴として、

1. 潜伏期間が、数ヶ月から数年の長期間にわたる
2. 病理学的に、中枢神経系の神経細胞がスポンジ状に空胞変性を起こす
3. 進行性、致死性の神経系疾患

であることが挙げられる。

TSEに罹患した動物やヒトの脳には、異常プリオンが確認されるが、ヒトや動物での特異的な免疫反応がなく炎症等が起こらないことも特徴

QOS（Quality of service）

サービスの質。都では、DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進を梃子として制度や仕組みの根本まで遡った「都政の構造改革」を強力に推進し、都政のQOSを向上させることで、都民のQOL（クオリティ・オブ・ライフ）を高め、誰もが安全・安心で幸せを享受できる社会の実現を目指す

厚生労働科学研究

厚生労働省設置法第4条第3号「疾病の予防及び治療に関する研究その他所掌事務に関する科学技術の研究及び開発に関すること」に基づき実施されている研究。社会的なニーズや行政的な目的を持った課題または関連分野について、研究課題を採択

広域連携協議会

広域的な食中毒事案の発生や拡大防止等のため、平成30年の食品衛生法改正に基づき、各地方厚生局ブロックに設置された協議会。国・関係自治体と情報共有し、効果的な原因調査、適切な情報発信等を実施

国際水準GAPガイドライン

令和4年3月、農林水産省が、食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理の5分野からなる国際水準を満たすため、我が国共通の取組基準として策定したガイドラインのこと。

子ども食堂

地域の子供や保護者が気軽に立ち寄り、栄養バランスの取れた食事を取りながら、相互に交流する場を民間団体等が提供する取組

個別品目ごとの表示ルールの見直し

横断的な食品表示基準が策定（2015 年 4 月 1 日施行）されてから本格的な見直しが行われていないことから、消費者庁が令和 6 年度から品目ごとに関係する業界団体からヒアリングを実施し、ルールの要否及び改正の必要性について見直しを実施

サルモネラ

鶏、豚、牛などの動物の腸管や河川、下水など自然界に広く分布している細菌。サルモネラに汚染された卵（加工品を含む）、食肉調理品（特に鶏肉）、うなぎやスッポン等を原材料として使用した場合に食中毒の原因となりやすい。潜伏時間は約 6 時間から 72 時間で、腹痛、下痢、発熱（38℃～40℃）が主症状となる。予防のためには、食肉や卵からの二次汚染の防止や食品の中心部までの十分な加熱などが重要

散発型集団発生食中毒

食中毒の原因となる病原体で汚染された食品が広範囲に流通し、患者が各地に分散して発生するタイプの食中毒です。患者の時間的・地理的な集積が不明瞭なため、集団食中毒と確定するまでに時間がかかることが特徴

持続可能な開発サミット

2015 年 9 月にニューヨークの国連本部で開催され、2030 年までに貧困の撲滅や不平等の是正、気候変動への対策などに取り組む国際目標「持続可能な開発目標（SDGs）」を採択した会議。

実態調査（食肉の生食等に関する実態調査）

食肉の生食等による食中毒の予防に関する啓発活動の参考に資するため、令和 4 年に都が都民（消費者）の喫食実態及び都内飲食店における食肉の生食料理等の提供実態等の調査を実施

首都直下地震等による東京の被害想定

東日本大震災を踏まえ策定した「首都直下地震等による東京の被害想定（平成 24 年公表）」及び「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定（平成 25 年公表）」を 10 年ぶりに見直し、報告書として被害想定をとりまとめ

食物アレルギー

原因となる食物を食べた後に、免疫学的に体に何らかの異常な症状が現れる病態で、多くは、食物に含まれるたんぱく質がアレルギー反応を引き起こす。症状は、皮膚のかゆみや湿しん、口や目の腫れなどが多く、腹痛や喘息のような症状がみられることもある。まれに、意識障害や血圧低下などのショック症状（アナフィラキシーショック）を起こすなど、命に関わることもある。

食品安全対策推進調整会議

都における食品の安全確保に関する施策を総合的・計画的に推進するため、関係各局間の協議機関として平成 15 年 6 月に設置。保健医療局、生活文化局、産業労働局、環境局、中央卸売市場の 5 局の部長級職員で構成され、施策の推進に関する事項や各局の相互連携に関する事項、食品の安全確保に関する情報交換、連絡調整に関する事項などの協議を所掌している。

また、会議には、関係各局の課長級で構成する「幹事会」が置かれ、食品の安全確保に関する専門的事項の協議を行うとともに、必要に応じて部会を設置し、幅広く食品の安全に関する事項について協議している。

食品衛生監視員

食品衛生法に基づき、国、都道府県、保健所設置市及び特別区に配置するよう定められている職種。政令により、一定の資格が規定されている。

食品の製造業、販売業、飲食店営業などの施設に随時立ち入り、施設や食品の取扱い状況を監視し、設備の改善や食品の取扱いの指導を行う。また、食品等の検査や食中毒発生時の調査を行っている。

食品衛生自治指導員

一般社団法人東京都食品衛生協会が、会員施設における食品衛生の向上と自主的な衛生管理の確立のために創設した制度。現在約 3,300 名の食品衛生自治指導員が会員の中から選ばれている。

自治指導員は、会員施設を巡回し、衛生管理（整理・整頓・清掃の確認など）の指導、許可・届出などの指導、現場簡易検査の実施、食品衛生自主管理点検表の活用、食品衛生に関する普及啓発を行うとともに、食品衛生街頭相談や消費者懇談会への参加などを通じて食品衛生の向上のために活動している。

一般社団法人東京都食品衛生協会ホームページ「自治指導員活動」：

<https://www.toshoku.or.jp/eiseijigyo/shido-shido.html>

食品衛生推進員

事業者の自主的な活動を促進するため、平成7年5月、食品衛生法の改正の際に導入された制度。食品衛生法に基づき、都道府県、保健所設置市及び特別区は、社会的信望があり、かつ、食品衛生の向上に熱意と識見を有するもののうちから、食品衛生推進員を委嘱し、行政の施策に協力して、営業者等の相談、助言等の活動を行わせることができるとされている。

都では、現在 120 名の食品衛生推進員を委嘱している。食品衛生推進員は、都が主催する講習会を受講し、必要な知識や技術等の習得に努めるとともに、各保健所等における普及啓発活動への協力や事業者からの相談対応、地域の情報提供などの場において活動している。

また、保健所等毎に開催される食品衛生推進会議に参加し、食品衛生の向上等に関する提言を行うなど、地域における食品衛生の向上に関する活動を推進している。

食品衛生推進会議

飲食店営業者等の自主管理の推進及び都が行う食品の安全確保事業の推進を図るため、各保健所等の食品衛生推進員を構成員とした会議。

食品衛生責任者

食品関係営業施設において、営業者の指示に従い食品衛生上の管理運営に当たる者として、食品衛生法施行規則により、各施設に選任が義務付けられている。食品衛生責任者は、栄養士や調理師、知事等が適正と認めた講習会の受講者などの有資格者から事業者が選任する。

食品危害対策マニュアル

市場における食の安全・安心や安定供給機能を脅かす事態を事前に想定し、これらの事態発生の未然防止を図るとともに、万一発生した場合にもその被害を最小限に食い止めるため、組織的に対応する指針とするために作成されたマニュアル

消費生活センター等

消費者の安全の確保及び被害の防止を目的として、消費者安全法に基づき地方公共団体が設置する行政機関。消費生活相談、消費者教育の推進、消費生活情報の提供等の事業を実施している。

消費生活調査員

消費生活調査員として委嘱した都民に、商品・サービスに係る表示や量目の調査を依頼し、その報告結果を基に事業者指導などに活用する制度。

18歳以上の都民から300名の調査員が委嘱されており、①食品表示法等に基づく生鮮食品（農産物・水産物・畜産物）や加工食品等の表示について、店舗における実態を調査（100名）、②商品やサービスの広告等における表示の実態について、景品表示法に基づく調査（100名）、③都が提供する計量器を用い、計量販売されている食料品の量目を調査する計量調査（100名）が行われている。

新型コロナウイルス感染症

重症急性呼吸器症候群コロナウイルス 2 (SARS-CoV2) による感染症。2020 年 1 月 30 日に WHO により国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態 (PHEIC) が宣言され、2023 年 5 月 4 日に解除された。我が国においては 2023 年 5 月 8 日に 5 類感染症に移行した。

新東京都 G A P 認証

農林水産省の「国際 GAP ガイドライン」に準拠した、令和 5 年度から開始した都の新たな GAP 認証制度

水銀

我が国においては、昭和 48 年に、魚介類中の水銀について、総水銀 0.4ppm、メチル水銀として 0.3ppm の暫定的規制値が定められている。

ただし、マグロ類や深海性魚介類、河川産の魚介類については、当時の摂食実態などから適用対象外である。

厚生労働省によると、水銀に関する近年の研究報告において、低濃度の水銀摂取が胎児に影響を与える可能性を懸念する報告がなされていることを踏まえ、妊娠中の魚介類の摂食について注意事項を公表しているが、厚生労働省の調査によれば、平均的な日本人の水銀摂取量は健康への影響が懸念されるようなレベルではない。

政府地震調査研究推進本部

地震に関する調査研究の成果が国民や防災を担当する機関に十分に伝達され活用される体制になっていなかったという課題意識の下に、行政施策に直結すべき地震に関する調査研究の責任体制を明らかにし、これを政府として一元的に推進するため、総理府に設置（現・文部科学省に設置）された政府の特別機関

全国市場食品衛生検査所協議会

全国の市場衛生検査所から構成され、卸売市場内の食品衛生の向上に資することを目的とした協議会

全国食肉衛生検査所協議会

食肉衛生検査事務を所管する全国自治体の食肉衛生検査機関が構成員となり、各検査機関との緊密な連携のもとに食肉衛生の向上及び食肉の安全確保に資することを目的として設立された協議会

全国食品衛生主管課長連絡協議会

全国の自治体が連携し、食品衛生行政を円滑に執行することを目的とした協議会。都道府県、保健所設置市及び特別区の食品衛生主管課長から構成される。

措置勧告制度

東京都食品安全条例第二十二條の規定により、条例第二十一條に基づく調査の結果、食品による健康への悪影響を未然に防止するため必要があると認めるときは、法令又は他の条例に定める措置を執る場合を除き、事業者又は事業者により構成される団体その他の関係者に対し、健康への悪影響の防止に必要な措置を執るべきことを勧告するとともに、その旨を公表することができる。

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、コプラナーPCB をまとめてダイオキシン類と呼んでいる。ダイオキシン類は、通常は無色の固体で、水に溶けにくく、蒸発しにくい反面、脂肪などには溶けやすいという性質を持つ。

食べ残し持ち帰り促進ガイドライン

いわゆる SDGs において、食料廃棄の減少に関する目標が設定される等、国際的な潮流の中、我が国において、2000 年度比で 2030 年度までに食品ロス量を半減させるという目標が設定された。食品ロス半減目標の達成に向けて、食べ残し持ち帰りが業者及び消費者双方協力の下で促進されることを目的に消費者庁と厚生労働省が令和 6 年 12 月に策定

地域保健医療協議会

地域特性等を踏まえた総合的な保健医療を計画的に推進し、多摩・島しょ地域における保健衛生の向上と健康で安全な地域づくりを図るため、東京都の保健所が所管する二次保健医療圏ごとに設置されている協議会。各圏域の都保健所、市町村、関係機関・団体及び住民により構成され、圏域の保健、医療、福祉施策の推進に係る包括的な計画である「地域保健医療推進プラン」の策定や進行政管理などを行っている。

腸管出血性大腸菌

大腸菌は、家畜や人の腸内にも存在する。ほとんどのものは無害であるが、このうちいくつかのものは、人に下痢等の消化器症状や合併症を起こすことがあり、病原大腸菌と呼ばれている。病原大腸菌の中には、毒素を産生し、出血を伴う腸炎や溶血性尿毒症症候群（HUS）を起こす腸管出血性大腸菌と呼ばれるものがある。

腸管出血性大腸菌は、菌の成分（「表面抗原」や「べん毛抗原」等と呼ばれています）によりさらにいくつかに分類され、代表的なものは「腸管出血性大腸菌 0157」で、そのほかに「026」や「0111」等が知られている。

DX（Digital Transformation）

デジタル技術を活用してビジネスモデルや業務プロセスを根本的に変革すること

テイクアウト・デリバリー

飲食店等で調理された飲食物を自宅等に持ち帰ることをテイクアウトといい、飲食店等が客から注文を受け、配達員が飲食物を客の自宅やオフィスなどの場所まで届けることをデリバリーという。

デジタルトランスフォーメーション（DX）を推進するためのガイドライン

DX の実現やその基盤となる IT システムの構築を 行っていく上で経営者が押さえるべき事項を明確にすること、取締役会や株主が DX の取組 をチェックする上で活用できるものとするを目的に経済産業省が平成 30 年 12 月に策定。現在は、本ガイドラインはその後、2022 年に「デジタルガバナンス・コード（DGC）2.0」に統合され、2024 年に「DGC3.0」へ改訂されている。

東京都エコ農産物認証制度

環境保全型農業を推進するとともに、安全・安心な農産物の生産を確保して消費者に普及するため、化学合成農薬と化学肥料を削減して作られる農産物を都が認証する制度のこと。

東京都飼養衛生管理指導等計画

家畜伝染病予防法に基づき、都道府県が地域の実情に応じて 3 年ごとに定める計画で、家畜の飼養衛生管理基準の遵守を指導・監督する基本的な方針や具体的な実施方法を定めたもの。

東京都消費生活条例に基づく「申出」

東京都消費生活条例第 8 条に基づく制度。都民は、同条例に違反する事業活動等により、消費者の権利が侵されている疑いがあるとき、知事にその旨を申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

東京都食育推進計画

食育基本法に定める都道府県食育推進計画で、国が策定した食育推進基本計画の内容を踏まえ、都における食育を着実に推進していくための基本的な考え方と具体的な施策を示すもの。

東京都食品安全審議会

食品安全条例に基づき、都における食品の安全確保に関する施策について調査審議するために設置される知事の附属機関。審議会は、都民代表（公募を含む。）、生産・流通・輸入・販売に係る事業者代表、食品の安全に関する学識経験者から知事が任命する 25 名以内の委員で構成される。

東京都食品安全情報評価委員会

食品等の安全を確保するため、各種情報の収集、分析及び評価等を行い、食品の安全対策を総合的に推進していくことを目的として平成 15 年度に設置された委員会

東京都食品安全条例

食品の安全を確保することにより、「現在及び将来の都民の健康保護を図る」ことを目的とした条例

東京という大都市の地域特性を踏まえ、食品の安全確保に向けた方向性をはじめ、関係者が果たすべき責務や役割を明らかにするとともに、国の制度を補完する仕組みを定めている。

東京都農薬管理指導士

農薬の使用に関する安全性の確保を図る観点から、都の認定を受けた上で、農薬の適正な使用の助言あるいは指導を行う者。

東京都防災会議

災害対策基本法第 14 条及び東京都防災会議条例に基づき設置される知事の附属機関。

知事を会長とし、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、都及び区市町村等の職員もしくは代表で構成されており、東京都地域防災計画の作成、修正及びその実施の推進等を所掌している。

TOKYO Data Highway基本戦略

世界最速のモバイルインターネット網の建設に着手し、5Gネットワークを早期に構築するための道しるべとするための戦略

東京デジタルファースト条例

都における行政手続のデジタル化を徹底するべく、これまでの「オンライン通則条例」を抜本的に改正する「東京デジタルファースト条例」（令和2年10月成立、令和3年4月1日施行）を制定。書面で行うことを前提としてきた都の行政手続を大きく転換させ、いつでもどこでもデジタルで手続きを完結できる環境を整えることを目的としている。

東京デジタルファースト推進計画

東京デジタルファースト条例に基づき策定しているデジタルを活用した行政の推進に必要な施策等を示す計画。令和3年度に第一期計画を策定し、令和6年3月に、都民目線で取組をさらに深化・拡大し、デジタルで「便利になった」と都民が実感できる行政手続・サービスの実現に向けて、計画（第二期：令和6年度～令和8年度）を策定している。

トータルダイエツスタディ

通常の食生活において、食品を介して特定の物質がどの程度実際に摂取されているかを把握するための調査方法。

都区協議

東京都と特別区及び区相互間における協力体制及び事務分担等を明確にするとともに、保健衛生事務事業の円滑な実施と適正な運営を図ることを目的に、保健衛生事務事業に係る協定を交わしている。

特定原材料

食物アレルギー症状を引き起こすことが明らかになった食品のうち、特に発症数、重篤度から勘案して表示する必要性の高いものとして表示が義務化されたもの。

（対象品目）えび、かに、くるみ、小麦、そば、卵、乳、落花生（ピーナッツ）

都市協議

東京都と八王子市、東京都と町田市における協力体制及び事務分担等を明確にするとともに、保健衛生事務事業の円滑な実施と適正な運営を図ることを目的に、保健衛生事務事業に係る協定を交わしている。

都政モニターアンケート

都政の課題に関する意見・要望等を把握するため、都民を対象に、実施するアンケート調査。性別・年代・居住地域等を考慮し、都民 500 名をモニターとして、年間 6 回程度、各課題に関するアンケート調査を実施している。

と畜検査員

と畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）第 14 条に基づき、獣医学的知識をもって、疾病や異常のある獣畜やその肉を、食用不可として排除するためのと畜検査を実施する検査員。

東京都立産業技術研究センター

都内中小企業への技術的な支援を行なうことにより都内中小企業の振興を図り、都民生活の向上に寄与することを目的として、設置された公設試験研究機関

農薬販売所

農薬を販売する場所。農薬取締法により、農薬を販売するには、その販売所ごとに販売所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出ることが義務付けられている。

東京都農林総合研究センター

農林業分野を担う公的試験研究機関として、行政・普及機関等と密接に連携しつつ、近年の社会環境の変化と都民の幅広いニーズに対応した試験研究・技術支援を実施している。

HACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point)

食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因（ハザード）を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理。国連の国連食糧農業機関（FAO）と世界保健機関（WHO）の合同機関である食品規格（コーデックス）委員会から発表され、各国にその採用を推奨している国際的に認められたもの。

PCB (Poly Chlorinated Biphenyl)

ポリ塩化ビフェニルの略称で、人工的に作られた主に油状の化学物質。PCBの特徴は、水に溶けにくい、沸点が高い、熱で分解しにくい、不燃性、電気絶縁性が高いなど、化学的にも安定な性質を有する。電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体、ノンカーボン紙など様々な用途で利用されていたが、現在は製造・輸入ともに禁止されている。

脂肪に溶けやすいという性質から、慢性的な摂取により体内に徐々に蓄積し、様々な症状を引き起こすことが報告されてる。昭和43年に食用油の製造過程において熱媒体として使用されたPCBが混入し、健康被害を発生させたカネミ油症事件がある。カネミ油症は、昭和43年10月に、西日本を中心に、広域にわたって発生した、ライスオイル（米ぬか油）による事例であり、症状は、吹出物、色素沈着、目やになどの皮膚症状のほか、全身倦怠感、しびれ感、食欲不振など多様。

PDC Aサイクル

「Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Action（改善）」の一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務などの改善や効率化を図る考え方

品質・衛生管理マニュアル

市場の卸売業者・仲卸業者による品質・衛生管理が着実に行われるよう作成されたマニュアル。当該マニュアルを活用し、HACCP に沿った衛生管理の取組支援を実施

フードテック

生産から加工、流通、消費等へとつながる食分野の新しい技術及びその技術を活用したビジネスモデルのこと

普及指導員

国家資格である普及指導員資格をもった都道府県の職員のこと。専門事項又は普及指導活動の技術及び方法について調査研究を行うとともに、巡回指導、相談、農場展示、講習会の開催その他の手段により、直接農業者に接して、技術及び知識の普及指導を行う。

豚熱

豚熱(CSF)ウイルスにより起こる豚、いのししの熱性伝染病で、強い伝染力と高い致死率が特徴。感染豚は唾液、涙、糞尿中にウイルスを排泄し、感染豚や汚染物品等との接触等により感染が拡大する。治療法は無く、発生した場合の家畜業界への影響が甚大であることから、家畜伝染病予防法の中で家畜伝染病に指定されている。なお、アフリカ豚熱(ASF)とは、別の病気である。豚熱は、人に感染することはない、仮に感染した豚の肉を食べても人体に影響はない。また、生産段階の飼養衛生管理及びワクチン接種並びに、と畜場でのと畜検査の実施により、感染し発症している豚の肉は、市場に出回ることはない。

プベールル酸

青カビから産生される天然化合物。過去には抗マラリア活性を示したことから注目されたこともある。

紅麴を含む健康食品による全国的な健康被害

令和 6 年に全国的に健康被害が発生した事例。厚生労働省の原因究明において、製造工場内の青カビが培養段階で混入したこと、コメ培地を栄養源としてプベルル酸が産生されたこと、プベルル酸で腎障害の発生することが判明。

製造所を所管する大阪市は、一部の製品ロットからプベルル酸が検出されたこと、製品を摂取し尿細管障害の患者を診察した医師から食中毒患者の届出があったことから、本事例を食中毒と断定した。

保菌者検索事業

感染力が強く、少量で感染する腸管出血性大腸菌やサルモネラなどによる食中毒の未然防止と感染源の究明等を目的に実施。飲食店や給食施設等の食品取扱従事者を中心に検便を行ったり、腸管出血性大腸菌やサルモネラの感染傾向等の把握や散発発生患者から分離された菌株の遺伝子解析等の疫学的性状検査等を行っている。

ボランティア給食

子ども食堂や大人食堂、炊き出し等の福祉を目的とした食事の提供をいう。

無症状病原体保有者

検便により食中毒の病因物質、例えば腸管出血性大腸菌、サルモネラ、ノロウイルスなどを保有していることが確認されているが、病因物質による症状を呈していない者。細菌の場合は、健康保菌者ともいう。

輸入加工食品の自主管理に関する指針（ガイドライン）

平成 20 年に発生した中国産冷凍ギョウザによる薬物中毒事案を受けて、厚生労働省が輸入加工食品の安全確保策の一つとして、輸入者自身による、輸出国段階での管理強化を目的として策定したガイドライン

リスク

食品中にハザード（健康に悪影響をもたらす可能性のある物質等）が存在する結果として生じる悪影響の確率とその程度

リスクコミュニケーション

リスクやリスクに関連する要因などについて、都民、行政、メディア、事業者、専門家といった関係者がそれぞれの立場から相互に情報や意見を交換すること。リスクコミュニケーションを行うことで、検討すべきリスクの特性やその影響に関する知識を深め、その過程で関係者間の相互理解を深め、信頼を構築し、リスク管理（リスクに対する安全確保の対策等）を有効に機能させることができる。

諮 問 書

6 保 医 健 食 第 1 2 8 1 号
東 京 都 食 品 安 全 審 議 会

東京都食品安全条例（平成16年東京都条例第67号）第7条
第4項の規定に基づき、下記のとおり諮問する。

令和7年1月29日

東京都知事 小 池 百 合 子

記

1 諮問事項

東京都食品安全推進計画の改定について

2 諮問理由

食品の安全確保は、都民が健康で豊かな生活を送るための基礎をなすものであり、食品の大消費地である東京において重要な課題の一つである。

東京都は、令和3年3月に東京都食品安全推進計画を改定し、総合的・計画的に食品安全行政を進めている。本計画は、国内外の社会経済を始めとする諸状況によって変化する食品安全に関する問題に対応するため、その計画期間を5年間としている。

そこで、令和8年度以降の食品安全行政をより効果的に推進するための指針となる東京都食品安全推進計画の改定について、諮問する。

第11期東京都食品安全審議会委員 名簿

氏 名	所 属 ・ 役 職 名
あきやま じゅん 秋山 純	東京都生活協同組合連合会 代表理事会長理事
あべ とおる 阿部 徹	一般財団法人食品産業センター 事業推進部長
あらい ただゆき 荒井 忠行	公募委員
いおか ともし 井岡 智子	一般財団法人消費科学センター 理事
いぎみ しずのぶ ◎ 五十君 静信	東京農業大学総合研究所 教授
かきもと あきこ 柿本 章子	主婦連合会 副会長
かすが ふみこ 春日 文子	国立大学法人長崎大学大学院 熱帯医学・グローバルヘルス研究科/ プラネタリーヘルス学環 教授
かとう えみ 蒲生 恵美	公益社団法人日本輸入食品安全推進協会 事務局長
くが しょうじ 久我 勝二	東京都水産物卸売業者協会 副会長
げんかわ ようこ 源川 洋子	一般社団法人日本フードサービス協会
さごう てつや 佐合 徹也	公募委員
しまだ ゆきお 島田 幸雄	東京都農業協同組合中央会 常務理事
すずき たつお ○ 鈴木 達夫	元 一般社団法人東京都食品衛生協会 東京食品技術研究所 所長
せき あつひろ 関 淳弘	一般社団法人日本百貨店協会 政策・運営グループ 統括主幹
せこ ひろこ 瀬古 博子	消費生活アドバイザー
たいどう ふじこ 大道 不二子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 東日本支部食部会 代表
たかす みつよ 高須 光代	特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟 理事
なかつじ りょうさく 仲辻 亮作	日本チェーンストア協会関東支部
ばんどう れいこ 板東 玲子	読売新聞東京本社イノベーション本部「防災ニッポン」編集長
ひの たつや 日野 辰哉	筑波大学法科大学院 准教授
ほしの あやこ 星野 綾子	東京消費者団体連絡センター 事務局次長
もりむら ひろまさ 森村 浩昌	一般社団法人東京都食品衛生協会 専務理事
わたなべ たかひろ 渡邊 敬浩	国立医薬品食品衛生研究所 安全情報部 第一室長

◎：会長 ○：副会長

東京都食品安全審議会部会委員 名簿

氏 名	所 属 ・ 役 職 名
あべ とおる 阿部 徹	一般財団法人食品産業センター 事業推進部長
いおか ともち 井岡 智子	一般財団法人消費科学センター 理事
おかだ ゆみこ 岡田 由美子	国立医薬品食品衛生研究所 食品衛生管理部 第三室長
かきもと あきこ 柿本 章子	主婦連合会 副会長
さごう てつや 佐合 徹也	公募委員
すずき たつお ◎ 鈴木 達夫	元 一般社団法人東京都食品衛生協会 東京食品技術研究所 所長
なかつじ りょうさく 仲辻 亮作	日本チェーンストア協会関東支部
ばんどう れいこ 板東 玲子	読売新聞東京本社イノベーション本部「防災ニッポン」編集長
ほしの あやこ 星野 綾子	東京消費者団体連絡センター 事務局次長
もりむら ひろまさ 森村 浩昌	一般社団法人東京都食品衛生協会 専務理事

◎：部会長

東京都食品安全審議会検討経過

日程	会議名	審議内容
令和7年 1月29日	令和6年度 第2回食品安全審議会	○諮問 ○食品安全を取り巻く状況及び 課題の整理 ○計画改定の方角性の検討 ○部会設置
5月23日	令和7年度 第1回食品安全審議会部会	○現行計画の取組状況を踏まえた 課題整理 ○次期計画の体系の検討
7月25日	令和7年度 第2回食品安全審議会部会	○答申（案）中間まとめの検討
8月27日	令和7年度 第1回食品安全審議会	○答申（案）中間まとめ
9月4日 ～ 10月3日	＜答申（案）の中間まとめ＞に対する意見募集 パブリックコメント	
10月28日	令和7年度 第3回食品安全審議会部会	○＜答申（案）の中間まとめ＞に 対する意見募集結果 ○答申（案）の検討
11月12日 （予定）	令和7年度 第2回食品安全審議会	○答申

「答申（案）の中間まとめ」に対する意見募集の結果について

(1) 募集期間

令和7年9月4日（木曜日）から令和7年10月3日（金曜日）まで

(2) 意見送付者

4名

(3) 御意見の内容

No.	ページ	施策No.	施策名	御意見（要旨）	御意見に対する考え方
1	12 24	基本 3 重点 2	H A C C P に 沿 っ た 衛 生 管 理 の 導 入 ・ 定 着 の 推 進	食中毒対策と HACCP の必要性を 短絡的に結び付けるのは適切で ない。HACCP 導入支援は意義のあ る取組だが、食の安全確保のた めには、実際に発生した食中毒 の原因を分析し、その結果に応 じた対策が必要である。	基本施策 12「食中毒の発生動向及 び原因調査」では、「速やかな食 中毒情報の収集、解析に努め、食 中毒による健康被害の未然防止・ 拡大防止を図る。」としています。 なお、より分かりやすくするため、 実際に発生した食中毒の原因を分 析し、その結果に応じた対策を行 うことを明記しました。
2	15 26	基本 16 重点 4	食 品 安 全 情 報 評 価 委 員 会 に よ る 分 析 ・ 評 価	食品安全情報評価委員会による 分析評価に期待。健康への悪影 響を未然に防止する観点で、偏 った情報だけでなく海外の情報 含めて都民に情報を発信してい ただきたい。	食品安全情報評価委員会では、食 品の安全に関する情報を広く収集 し、分析・評価するとともに、そ の結果を踏まえ、都民等へ情報発 信を行っています。
3	17 30	基本 27 重点 8	食 品 の 適 正 表 示 の 推 進	ゲノム編集食品について、情報 が足りないまま市場に流通して おり、表示がないため消費者が 選べないことが問題である。重 点施策 8 に記載のある個別品目 ごとの表示ルールの見直しとあ るがそういった意見に対応して いくということか。	食品表示の基準については、食品 表示法に基づき、国が定めること となっています。

No.	ページ	施策名	御意見（要旨）	御意見に対する考え方
4	35	第3章 第1節 施策の推進体制	食品安全委員会、食品安全情報評価委員会の見解が偏らないよう、委員構成を検討して欲しい。	食品安全審議会及び食品安全情報評価委員会の委員構成については、東京都食品安全条例に定めがあり、食品安全審議会は都民、事業者及び学識経験を有するものから25名以内、食品安全情報評価委員会は都民及び学識経験を有するものから20名以内で構成する旨、それぞれ規定されています。委員は、公募や各団体からの推薦などにより構成されています。
5	—	—	食中毒や災害発生時のマニュアルを作成してほしい。	基本施策42（重点施策12）「災害発生時の食品衛生対策に係る人材の計画的な育成」では、食品衛生監視員が災害発生時に迅速・適切に食品衛生対策を行うための具体的な対応マニュアルを作成することとしています。
6	—	—	添加物や農薬、食品表示の規制をもっと厳しくすべきである。	添加物や農薬、食品表示の基準については、食品衛生法または食品表示法に基づき、国が定めることとなっています。

附属資料 7

東京都食品安全条例

平成一六年三月三十一日

条例第六七号

目次

- 第一章 総則(第一条—第六条)
- 第二章 食品の安全の確保に関する基本的な施策(第七条—第二十条)
- 第三章 健康への悪影響の未然の防止(第二十一条—第二十五条)
- 第四章 東京都食品安全審議会及び東京都食品安全情報評価委員会(第二十六条・第二十七条)
- 第五章 雑則(第二十八条・第二十九条)
- 第六章 罰則(第三十条・第三十一条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、食品の安全の確保に関し、基本理念を定め、並びに東京都(以下「都」という。)及び事業者の責務並びに都民の役割を明らかにするとともに、食品の安全の確保に関する基本的な施策及び健康への悪影響の未然の防止のための具体的な方策を推進することにより、食品の安全を確保し、もって現在及び将来の都民の健康の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「食品」とは、全ての飲食物(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)に規定する医薬品、医薬部外品及び再生医療等製品を除く。)をいう。

2 この条例において「食品等」とは、食品並びに添加物(食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第四条第二項に規定する添加物をいう。)、器具(同条第四項に規定する器具をいう。)、容器包装(同条第五項に規定する容器包装をいう。))及び食品の原料又は材料として使用される農林水産物(以下単に「農林水産物」という。)をいう。

3 この条例において「生産」とは、農林水産物を生産し、又は採取することをいう。

4 この条例(前項を除く。)において「採取」とは、農林水産物以外の食品等を採取することをいう。

5 この条例において「生産資材」とは、農林漁業において使用される肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他の食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある資材をいう。

- 6 この条例において「事業者」とは、食品等を生産し、採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、又は販売することを営む者、学校、病院その他の施設において継続的に不特定又は多数の者に食品を供与する者及び生産資材を製造し、輸入し、又は販売することを営む者をいう。

(基本理念)

第三条 食品の安全の確保は、事業者が、自ら取り扱う食品等の安全の確保又は自ら取り扱う生産資材が食品の安全性に及ぼす影響への配慮について第一義的責任を有していることを認識し、その責務を確実に遂行することを基礎として推進されなければならない。

- 2 食品の安全の確保は、食品等の生産から消費に至る一連の行程の各段階において、健康への悪影響を未然に防止する観点から、最新の科学的知見に基づき、適切に行われなければならない。

- 3 食品の安全の確保は、都、都民及び事業者が食品の安全の確保に関する情報及び意見の交流を通じて、それぞれの取組について相互に理解し、協力することにより行われなければならない。

(都の責務)

第四条 都は、前条に定める食品の安全の確保についての基本理念にのっとり、第二章に定めるところにより食品の安全の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、その事業活動に関し、自主的な衛生管理を推進する責務を有する。

- 2 事業者は、自らが取り扱う食品等又は生産資材の特性に応じた食品の安全の確保に係る知識の習得に努めなければならない。

- 3 事業者は、自らが取り扱う食品等による健康への悪影響又は生産資材が食品等に用いられることによる健康への悪影響が発生し、又はそのおそれがある場合には、当該悪影響の発生又は拡大の防止に必要な措置を的確かつ迅速に講ずる責務を有する。

- 4 事業者は、自らが取り扱う食品等又は生産資材に関連し、食品の安全の確保に関する情報の正確かつ適切な提供及び公開並びに積極的な説明に努めなければならない。

- 5 事業者は、第三項に規定する措置及び前項に規定する情報の提供等に資するため、食品等の生産、製造、仕入れ、販売等に係る必要な情報又は生産資材の製造、輸入、販売等に係る必要な情報の記録及びその保管に努めなければならない。

- 6 事業者は、食品等への表示を行うに当たっては、正確かつ分かりやすい表示に努めなければならない。

- 7 事業者は、前各項に定めるもののほか、都が実施する食品の安全の確保に関する施策に協力する責務を有する。

(都民の役割)

第六条 都民は、食品の安全の確保に関する施策について意見を表明するように努めることによって、食品の安全の確保に積極的な役割を果たすものとする。

- 2 都民は、食品の安全の確保に関する知識と理解を深め、食品の選択に際し自ら合理的に行動できるよう努めるものとする。
- 3 都民は、食品の安全の確保に関する都の施策に協力するよう努めるものとする。

第二章 食品の安全の確保に関する基本的な施策 (食品安全推進計画)

第七条 知事は、食品の安全の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、東京都食品安全推進計画(以下「推進計画」という。)を定めるものとする。

- 2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 食品の安全の確保に関する施策の方向
 - 二 前号に掲げるもののほか、食品の安全の確保に関する重要事項
- 3 知事は、推進計画を定めるに当たっては、都民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 4 知事は、推進計画を定めるに当たっては、あらかじめ第二十六条第一項に規定する東京都食品安全審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 知事は、推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 6 前三項の規定は、推進計画の変更について準用する。
- 7 知事は、推進計画に基づく施策の実施状況について公表するものとする。

(調査研究の推進)

第八条 都は、食品の安全の確保に関する施策を最新の科学的知見に基づき適切に実施するため、食品等の安全性に関する調査研究を行うとともに、食品等の生産、製造、試験及び検査に関する研究及び技術開発を推進し、並びにそれらの成果の普及を図るものとする。

(情報の収集、整理、分析及び評価の推進)

- 第九条 都は、食品による健康への悪影響を未然に防止するため、食品等の安全性に関する情報について収集及び整理を行うとともに、最新の科学的知見に基づく分析及び評価を行うものとする。
- 2 都は、前項の分析及び評価の結果を、食品の安全を確保するための施策に的確に反映させるものとする。

(食品等の生産から販売に至る監視、指導等)

- 第十条 都は、農林水産物の生産の行程での生産資材の適正な使用を図るため、農林水産物の生産に係る事業者その他の関係者への指導及び当該事業者の事業に係る施設又は場所に対する監視、生産資材の安全を確保するための検査その他の法令に基づく必要な措置を講ずるものとする。
- 2 都は、食品等の採取、製造、加工、調理、貯蔵、運搬及び販売の各行程において、食品の安全の確保を効果的に推進するため、流通の実態を踏まえ、食品等の採取、製造、輸入、加工、調理、貯蔵、運

搬又は販売に係る事業者その他の関係者への指導及び当該事業者の事業に係る施設に対する監視、食品等の試験又は検査その他の法令又は他の条例に基づく必要な措置を講ずるものとする。

(指導、監視等の体制の整備)

第十一条 都は、食品の流通形態の大規模化及び広域化に対応して食品の安全の確保を図るため、特別区及び保健所を設置する市と連携して、前条第二項に規定する指導、監視等を都の区域内全域で広域的かつ機動的に実施するための体制を整備するものとする。

(食品表示の適正化の推進)

第十二条 都は、食品等の表示について法令の適正な運用を図るとともに、都民に食品等に関する情報を正確に伝達するために必要な措置を講ずるものとする。

(事業者による自主的な衛生管理の推進)

第十三条 都は、事業者による自主的な衛生管理の推進が食品の安全の確保において基本的な事項であるとの認識に基づき、事業者がその継続的かつ確実な実施に向けて行う自発的な取組を促進するよう、必要な措置を講ずるものとする。

(生産から販売に至る各行程における情報の記録等)

第十四条 都は、都民への食品の安全の確保に関する情報の的確な提供及び食品による健康への悪影響が発生した場合の原因究明に資するため、食品等の生産から販売に至る各行程における適切な情報の記録及びその保管並びに伝達について事業者による積極的な取組が促進されるよう、技術的な情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(事業者への技術的支援)

第十五条 都は、前二条に定めるもののほか、食品の安全の確保に関する事業者の取組が適切に行われるよう、関係法令に関する情報その他の食品の安全を確保するための情報の提供その他の必要な技術的支援を講ずるものとする。

(情報の共有化、意見の交流等の推進)

第十六条 都は、都民及び事業者の食品の安全の確保に関する理解並びに都、都民及び事業者の食品の安全の確保に向けた取組の連携及び協力に資するため、食品の安全の確保に関する情報の共有化並びに情報及び意見の相互交流の推進に必要な措置を講ずるものとする。

(教育及び学習の推進)

第十七条 都は、都民及び事業者が、食品及び食生活の安全の確保に関する正確な知識に基づき、食品の安全の確保に関する取組を的確かつ合理的に行えるよう、教育及び学習の推進に必要な措置を講ずるものとする。

(事業者による情報公開の促進)

第十八条 都は、事業者が保有している食品の安全の確保に関する情報に関して、事業者による積極的な公開又は提供が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(都民及び事業者の意見の反映)

第十九条 都は、第七条第三項に定めるもののほか、食品の安全の確保に関する施策に、都民及び事業者の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(特別区、市町村、国等との連携等)

第二十条 都は、食品の安全の確保に関する施策の推進に当たって、特別区及び市町村との連携を図るとともに、必要に応じて、国又は他の地方公共団体と協力を図るものとする。

2 都は、食品の安全の確保を図るため必要があると認めるときは、国に対し意見を述べ、必要な措置を執るよう求めるものとする。

第三章 健康への悪影響の未然の防止

(知事の安全性調査)

第二十一条 知事は、食品による健康への悪影響を未然に防止するため、当該悪影響の起こり得る蓋然性及びその重大性の観点から必要と認めるときは、法令又は他の条例に定める措置を執る場合を除き、食品等に含まれることにより健康に悪影響を及ぼすおそれがある要因について、必要な調査を行うことができる。

2 知事は、前項に規定する調査の実施に必要な限度において、事業者又は事業者により構成される団体その他の関係者から報告を求め、その職員をしてそれらのものの事業所、事務所その他の事業に係る施設又は場所に立ち入って、食品等、生産資材、施設、設備、帳簿書類その他の物件を調査させ、又は試験若しくは検査を行うため必要な限度において、食品等、生産資材その他の物件の提出を求めることができる。

3 前項の規定により調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 知事は、食品の安全の確保を図るために必要があると認めるときは、第一項に規定する調査の経過及び結果を明らかにするものとする。

5 知事は、第一項に規定する調査の実施に当たっては、あらかじめ第二十七条第一項に規定する東京都食品安全情報評価委員会(以下この条及び次条において「情報評価委員会」という。)の意見を聴くものとする。ただし、健康への悪影響を未然に防止するため緊急を要する場合で、あらかじめ情報評価委員会の意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

6 前項ただし書の場合においては、知事は、第一項に規定する調査を行った後相当の期間内に、その旨を情報評価委員会に報告し、その意見を聴くものとする。

7 前二項に定めるもののほか、知事は、第一項に規定する調査に関し必要があると認めるときは、情報評価委員会の意見を聴くことができる。

8 都は、第二項の規定により事業者から物件を提出させたときは、正当な補償を行うものとする。

9 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(措置勧告)

第二十二條 知事は、前条第一項に規定する調査の結果、食品による健康への悪影響を未然に防止するため必要があると認めるときは、法令又は他の条例に定める措置を執る場合を除き、事業者又は事業者により構成される団体その他の関係者に対し、健康への悪影響の防止に必要な措置を執るべきことを勧告するとともに、その旨を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ情報評価委員会の意見を聴くものとする。ただし、健康への悪影響を未然に防止するため緊急を要する場合で、あらかじめ情報評価委員会の意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

3 前項ただし書の場合においては、知事は、第一項の規定による勧告を行った後相当の期間内に、その旨を情報評価委員会に報告し、その意見を聴くものとする。

4 知事は、第一項の規定による勧告をしようとするときは、当該勧告に係る事業者又は事業者により構成される団体その他の関係者に対し、あらかじめ当該勧告に係る事案について意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

第二十三條及び第二十四條 削除

(緊急時の対応)

第二十五條 都は、食品による重大な健康に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合に、迅速かつ適切に対処するための緊急体制の確立その他の必要な措置を講ずるものとする。

第四章 東京都食品安全審議会及び東京都食品安全情報評価委員会

(東京都食品安全審議会)

第二十六條 都における食品の安全の確保に関する施策について、知事の諮問に応じて調査審議するため、知事の附属機関として、東京都食品安全審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

一 食品安全推進計画に関すること。

二 前号に掲げるもののほか、食品の安全の確保に関する基本的事項

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

4 審議会は、都民、事業者及び学識経験を有する者のうちから、知事が任命する二十五名以内の委員で組織する。

5 委員の任期は、二年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

6 特別の事項又は専門の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

7 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

8 審議会は、所掌事項の審議に際し、必要があると認めるときは、都民、事業者その他の関係者から意見又は説明を聴くことができる。

9 第四項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、東京都規則（以下「規則」という。）で定める。

（東京都食品安全情報評価委員会）

第二十七条 食品等の安全性に関する情報について調査を行い、その結果を知事に報告するため、知事の附属機関として、東京都食品安全情報評価委員会（以下「情報評価委員会」という。）を置く。

2 情報評価委員会は、次に掲げる事項を調査し、知事に報告する。

一 食品等の安全性に関する情報の分析及び評価に関すること。

二 第二十一条第一項に規定する調査及び第二十二条第一項の規定による勧告に係る食品等の安全性に関すること。

三 前二号に掲げる事項について調査を行った結果に係る都、都民及び事業者の相互間の情報の共有化及び意見の交流の方法に関すること。

3 情報評価委員会は、都民及び学識経験を有する者のうちから、知事が任命する二十名以内の委員で組織する。

4 委員の任期は、二年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 専門の事項を調査するため必要があるときは、情報評価委員会に専門委員を置くことができる。

6 委員及び専門委員は、非常勤とする。

7 情報評価委員会は、所掌事項に係る調査を行うため必要があると認めるときは、学識経験を有する者から意見又は説明を聴くことができる。

8 第三項から前項までに定めるもののほか、情報評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第五章 雑則

（環境への配慮）

第二十八条 都、都民及び事業者は、食品の安全の確保に関する取組を推進するに当たっては、当該取組が環境に及ぼす影響について配慮しなければならない。

（委任）

第二十九条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

第六章 罰則

（罰則）

第三十条 第二十一条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による調査若しくは物件の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

（両罰規定）

第三十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条

の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第二十一条、第二十二条、第三十条及び第三十一条の規定は同年五月一日から、第二十三条及び第二十四条の規定は公布の日から起算して九月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(東京都食品衛生調査会条例の廃止)

- 2 東京都食品衛生調査会条例(昭和二十八年東京都条例第四十四号)は、廃止する。

附 則 (平成二六年条例第一二四号)

この条例は、平成二十六年十一月二十五日から施行する。

附 則 (平成二七年条例第八八号)

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (令和二年条例第六九号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和三年六月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に、この条例による改正前の東京都食品安全条例(以下「旧条例」という。)第二十三条第一項の規定に基づき知事に報告があった場合については、旧条例第二十四条の規定は、この条例の施行の日以後も、なおその効力を有する。

東京都食品安全審議会規則

平成一六年三月三十一日

規則第七八号

(趣旨)

第一条 この規則は、東京都食品安全条例(平成十六年東京都条例第六十七号。以下「条例」という。)
第二十六条第九項の規定に基づき、東京都食品安全審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営
に関し必要な事項を定めるものとする。

(臨時委員)

第二条 条例第二十六条第六項に規定する臨時委員は、学識経験を有する者のうちから知事が任命する。
(会長及び副会長)

第三条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第四条 審議会は、知事が招集する。

(定足数及び表決数)

第五条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことが
できない。

2 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、
会長の決するところによる。

(部会)

第六条 審議会は、必要に応じて、部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員及び臨時委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会は、会長が招集する。

5 部会長は、部会の事務を総理し、審議の経過及び結果を審議会に報告する。

6 部会の議事の定足数及び表決数については、前条の規定を準用する。

(庶務)

第七条 審議会の庶務は、保健医療局において処理する。

(令五規則五〇・一部改正)

(雑則)

第八条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（令和五年規則第五〇号）抄

1 この規則は、令和五年七月一日から施行する。